

第6章

障害福祉計画・障害児福祉計画

第6章 障害福祉サービスを円滑に推進するために

1 障害福祉計画・障害児福祉計画

1-1 趣旨

国の障害保健福祉施策は、障害のある人や子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを旨として、制度の整備がなされてきました。

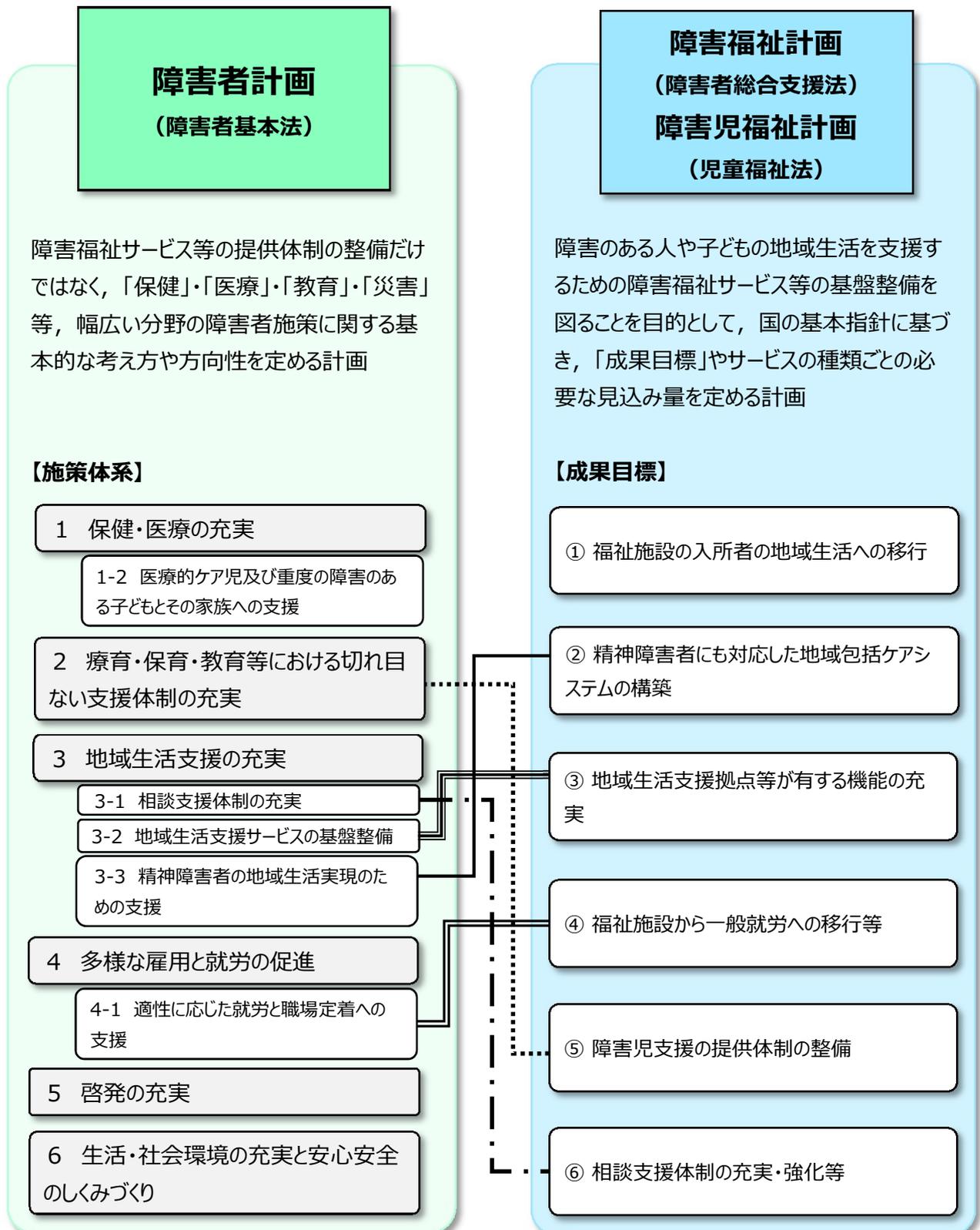
平成18年度には障害者自立支援法の施行により、自治体に対して障害福祉計画の作成が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

また、児童福祉法の改正に伴い、平成30年度からは障害児福祉計画の作成が義務付けられ、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されました。

本市では、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即し、地域において必要な障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援並びに地域生活支援事業等が提供されるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に作成し、取り組めます。

1-2 「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係

根拠法は異なりますが、お互い関連しており、特に障害者計画の「地域生活支援の充実」の部分において関連性が強い形となっています(再掲)。



1-3 成果目標・サービス見込量

国の基本指針に即し、次に掲げる事項を「成果目標」及び各サービスの見込量を設定します。

【成果目標】

- ① 福祉施設※入所者の地域生活への移行（地域生活移行者数，施設入所者数）
※福祉施設…ここでは障害者支援施設を指します。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点が有する機能の充実
- ④ 福祉施設※から一般就労への移行等
（一般就労移行者数，就労定着支援利用者数，就労定着率）
※福祉施設…ここでは生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援事業所を指します。
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（医療的ケア児等コーディネーターの配置）
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【サービス見込量】

- ① 障害福祉サービスの見込量
 - ・日中活動系
生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），宿泊型自立訓練
就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援
短期入所，療養介護
 - ・居住系サービス
共同生活援助，施設入所支援
 - ・訪問系サービス
居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護
- ② 障害児通所支援の見込量
児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス
保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援
- ③ 相談支援の見込量
計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，地域定着支援
- ④ 地域生活支援事業の見込量

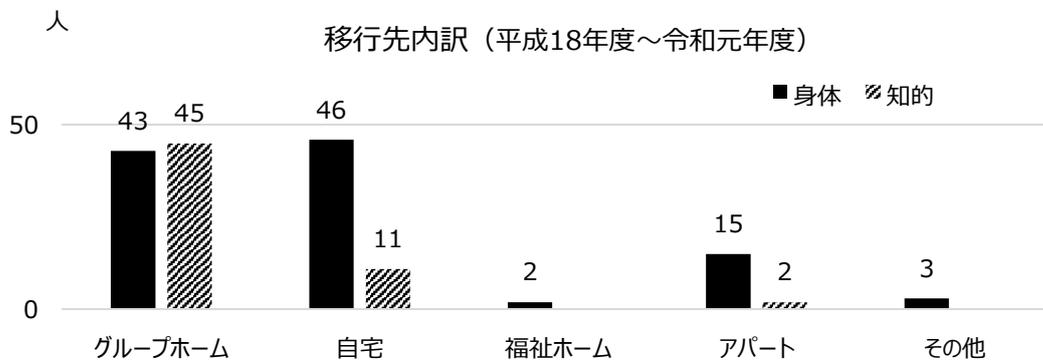
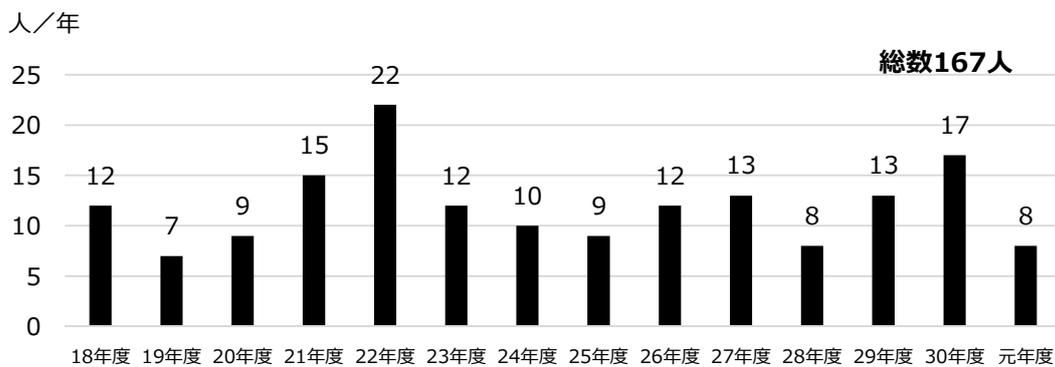
2 成果目標

2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第1期から第5期までの計画に引き続き、施設入所者の地域生活への移行について取り組みます。

2-1-1 福祉施設からの地域生活への移行者数

地域移行実績



目標値

令和3年度から令和5年度末までに
福祉施設から地域生活へ移行する人

24人

国の指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者数400人の6%にあたる24の方が、地域生活へ移行することを目標値として設定します。地域生活を希望する方が、安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所等との連携を図るとともに、グループホームの整備に努めます。

2-1-2 施設入所者数

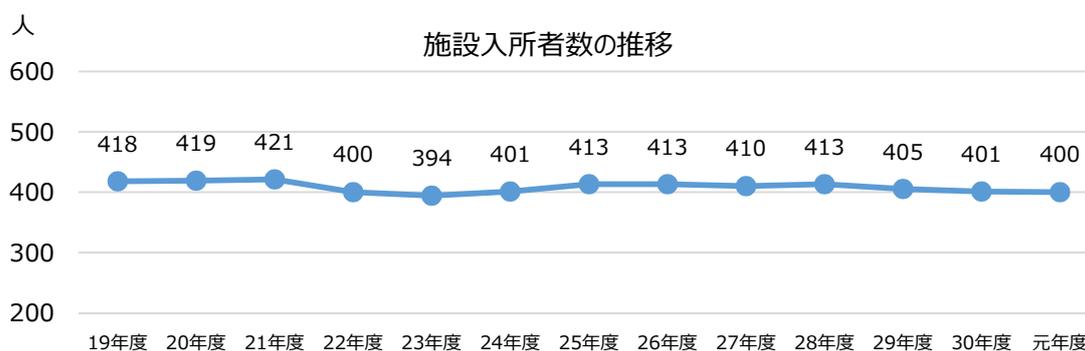
施設入所者数実績

単位：人（数値は各年度末時点）

施設種別／年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
身体療護施設	128	132	130	126	0	—	—	—	—	—	—	—	—
身体更生施設	14	17	21	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
身体授産施設	16	13	12	6	0	—	—	—	—	—	—	—	—
知的更生施設	228	228	198	188	166	—	—	—	—	—	—	—	—
知的授産施設	29	26	24	23	12	—	—	—	—	—	—	—	—
障害者支援施設	3	3	36	57	216	401	413	413	410	413	405	401	400
合計	418	419	421	400	394	401	413	413	410	413	405	401	400

※加齢児（障害児施設に入所しながら、施設入所支援の決定を受けている者）を除きます。

※22年度…身体療護施設と障害者支援施設の重複1名有。



目標値

令和5年度末の施設入所者数

400人

施設入所者数については、多くの待機者がいる中で削減することは困難であると見込まれるため、令和5年度時点では、令和元年度末時点の入所者数を上回らないことを目標とします。

なお、障害の程度や家族の状況により、施設への入所を必要とされる方については、継続して支援を行います。

2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和3年度～5年度における精神科病院からの退院見込者数

130人*

※厚生労働省630調査により推計

目標値

上記の退院見込者数を踏まえ、次の成果目標を設定します。

	令和3～5年度	※参考 平成29年度～令和元年度実績
地域移行支援実利用者数	60人	38人
地域定着支援実利用者数	40人	22人

活動指標

以下に掲げる内容を目標達成に向けた活動指標とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※参考 令和元年度実績
地域移行支援実利用者数	15人	20人	25人	11人
地域定着支援実利用者数	10人	13人	17人	8人
共同生活援助実利用者数	8人	10人	12人	6人

※地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助ともに、各年度内における新規実利用者数とします。

上記の成果目標・活動指標の達成に向け、協議の場（精神障害者地域移行代表者会議，精神障害者地域移行戦略会議，精神障害者地域移行支援者会議）において年に1回取組の評価を実施します。

2-3 地域生活支援拠点が有する機能の充実

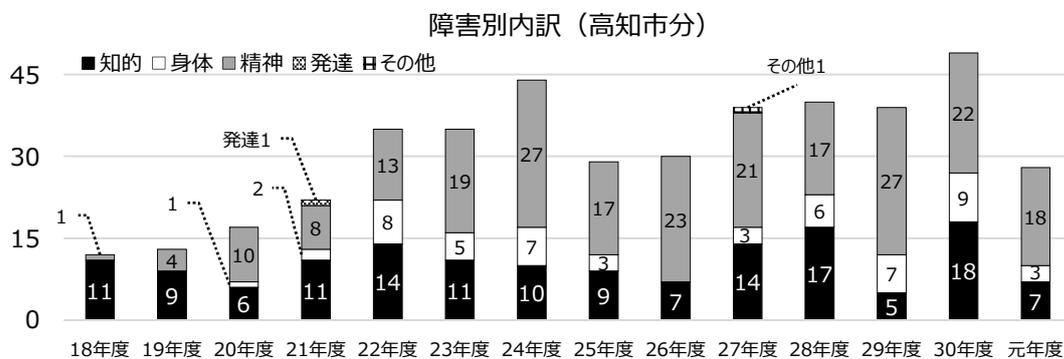
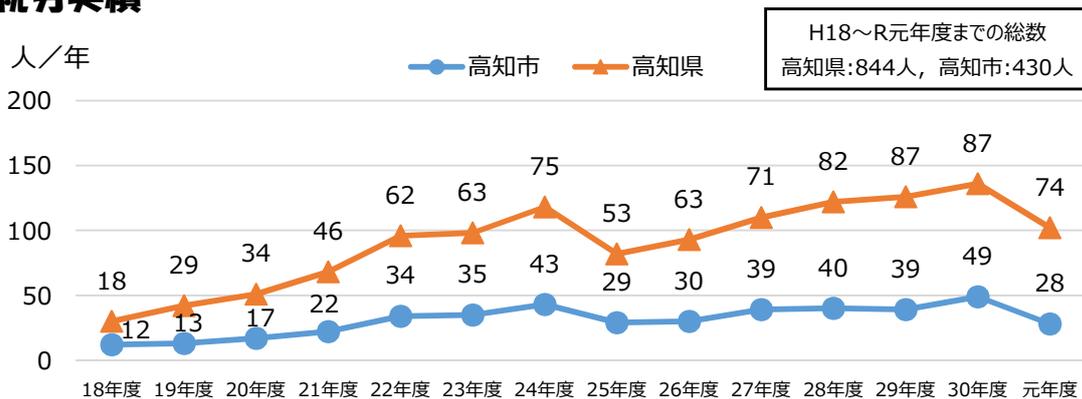
本市では、令和3年3月に相談支援体制を中心とした面的整備型の地域生活支援拠点を整備しました。今後は地域生活支援サービスやその質の向上，連携体制の基盤整備に向け，引き続き自立支援協議会において協議を行っていくとともに，年1回地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討を行います。

2-4 福祉施設から一般就労への移行等

第1期から第5期までの計画に引き続き、福祉施設からの一般就労への移行について、企業との勉強会や「農福連携」の体制づくりを行う等、雇用の促進に取り組みます。また、一般就労後の定着についても、平成30年度に創設された「就労定着支援」を通じて支援を行います。

2-4-1 一般就労への移行者数

一般就労実績



※平成22, 24年度にそれぞれ身体・知的の重複者1名あり。

目標値

令和5年度1年間における 福祉施設からの一般就労者 [※] 数	36人	一般就労前利用施設内訳	
		就労移行	21人
		就労A型	3人
		就労B型	12人

※企業等に就職した人や在宅で就労した人(農林業等, 家業への従事含)及び自ら起業した方(就労A型は除く)で, パート等も含まれますが, 障害福祉サービス(就労継続支援)を利用しながら, 働く場合は除外します。

国指針に基づき, 令和元年度の一般就労者数の1.27倍にあたる人数(36人)を目標値とします。

2-4-2 就労定着支援利用者数

目標値

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者(令和5年4月～9月の期間※)のうち、就労定着支援事業を利用する者の数	9人	参考：令和5年度 一般就労者目標値 36人
---	-----------	--

※就労定着支援については就職後6か月を経過した者が対象となるため、4月～9月の間に一般就労した者を目標値設定にあたっての母数とします。

平成30年度から令和元年度の間には福祉施設等の利用を経て一般就労した方は77名で、その内、就労定着支援を利用された方は15名(約19%)となっています。

これは就労定着支援が平成30年度から新サービスとして創設されて以降、令和2年10月末時点において事業所数は5か所となっており、事業所数が伸び悩んでいることが要因として考えられます。

目標値は一般就労者数の目標値である36人の内、半数にあたる18人の方が令和5年度の上半期(4月～9月)に一般就労するものとし、その50%にあたる9人が就労定着支援を利用するとして設定します。

2-4-3 就労定着率(就労定着支援事業による就労定着率)

目標値

就労定着率※が8割以上の就労定着支援事業所数の全体に占める割合	7割以上
---------------------------------	-------------

※(前年度末日において就労が継続している者の数)÷(過去3年間に就労定着支援を利用した総数)
事業所については1年以上の実績のある事業所が対象となります。

参考：令和2年11月時点の状況

令和2年11月時点における事業所数	5事業所	
上記の内、1年以上の実績のある事業所	3事業所	…①
就労定着率8割以上	2事業所	…②
就労定着率8割未満	1事業所	
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の全体に占める割合 66% (②÷①)		

2-5 障害児支援の提供体制の整備等

医療的ケア児及び重度の障害のある子どもや家族への支援体制の整備等を目的として、本市では令和元年度から「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」を設置し、実態やニーズの把握と整理を進めています。

今後、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和5年度末までに「医療的ケア児等コーディネーター」を配置するよう、配置人数や役割等について計画期間中に検討を行います。

2-6 相談支援体制の充実・強化等

平成31年4月に設置した「基幹相談支援センター」を中心として、人材育成と関係機関との連携強化に努めます。

人材育成の推進にあたり、次の内容を活動指標とします。

活動指標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	250件	330件	400件

※基幹相談支援センターによる同行訪問・担当者会議・助言等

相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	7件	10件
-------------------	-----------	-----------	------------

※基幹相談支援センターによる勉強会・研修会・プラン点検等

3 サービス見込量

各サービスの見込量については、高知県が実施した以下の方々を対象としたアンケート調査結果から得られた各サービスへのニーズ及び各サービスの過去の利用実績を基に算出しています。

【高知県アンケート調査】

- ・施設等利用者(障害児通所を除く)
- ・難病患者(高知県難病団体連合会の構成団体の会員)
- ・特別支援学校在校生(県内の特別支援学校の在校生・保護者)
- ・障害児通所支援利用者

【障害福祉サービス等の基盤整備について】

近年の状況として、医療技術の進歩に伴い、医療的ケアを行いながら在宅生活を送る医療的ケア児の増加や、入所施設から地域へという国の方針により入所施設が増えない中で、いわゆる強度行動障害のある在宅生活者の増加等、在宅の重度障害のある方が増えている傾向にあります。

一方、通所施設を中心として重度障害のある方々の受け皿はまだまだ不十分な状況にありますので、生活介護や重度障害のある子どもに対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の整備について、国の施設整備補助金を活用し、整備を進める必要があります。

また、入所施設や精神科病院からの地域生活移行の促進の観点から、居住場所の確保は必要不可欠です。平成30年度から国はグループホームの新しい類型として、「日中サービス支援型グループホーム」を創設しました。これは住まいの場を提供するとともに、短期入所を併設することが必須化されていますので、ニーズの高い短期入所の整備も兼ね、今後も引き続き「日中サービス支援型グループホーム」を中心にグループホームの整備に努めます。

なお、サービスの充実やサービス量を維持する上においては、人材の確保が最低限必要となります。これについては今後少子高齢化が加速する中において重要な課題として認識し、県と連携し取り組みます。

3-1 障害福祉サービスの見込量

3-1-1 日中活動系

※見込量は各年度における月平均値

		3年度	4年度	5年度
生活介護		16,064 人日/月	16,325 人日/月	16,560 人日/月
	人数	812 人/月	825 人/月	838 人/月
自立訓練(機能訓練)		209 人日/月	209 人日/月	209 人日/月
	人数	12 人/月	12 人/月	12 人/月
自立訓練(生活訓練)		650 人日/月	650 人日/月	650 人日/月
	人数	46 人/月	46 人/月	46 人/月
宿泊型自立訓練		243 人日/月	243 人日/月	243 人日/月
	人数	8 人/月	8 人/月	8 人/月
就労移行支援		1,080 人日/月	1,098 人日/月	1,116 人日/月
	人数	60 人/月	61 人/月	62 人/月
就労継続支援(A型)		3,549 人日/月	3,740 人日/月	3,798 人日/月
	人数	175 人/月	185 人/月	188 人/月
就労継続支援(B型)		16,165 人日/月	16,373 人日/月	16,580 人日/月
	人数	944 人/月	956 人/月	968 人/月
就労定着支援		33 人日/月	44 人日/月	50 人日/月
	人数	33 人/月	44 人/月	50 人/月
短期入所		675 人日/月	725 人日/月	755 人日/月
	人数	105 人/月	115 人/月	120 人/月
療養介護		107 人/月	107 人/月	107 人/月

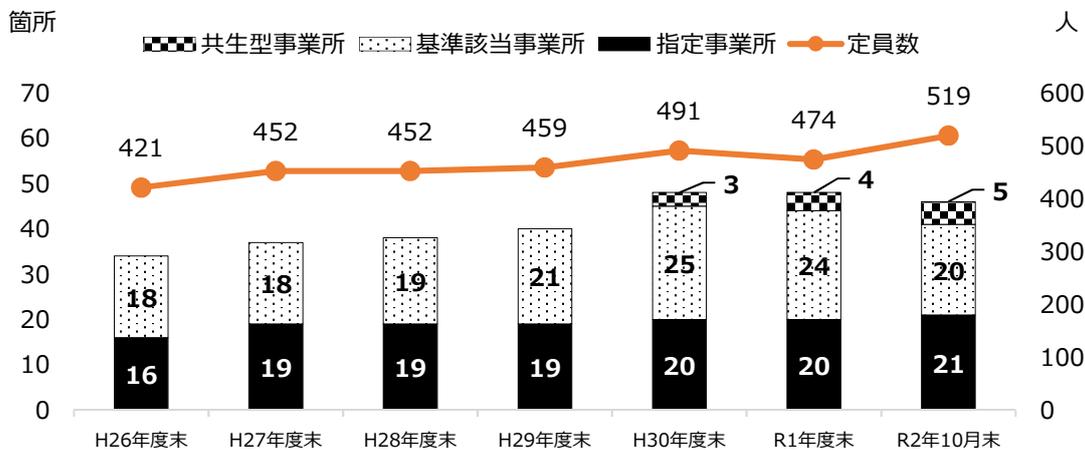
※人日とは、日中活動系サービスの供給量を示す単位

① 生活介護

サービスの概要

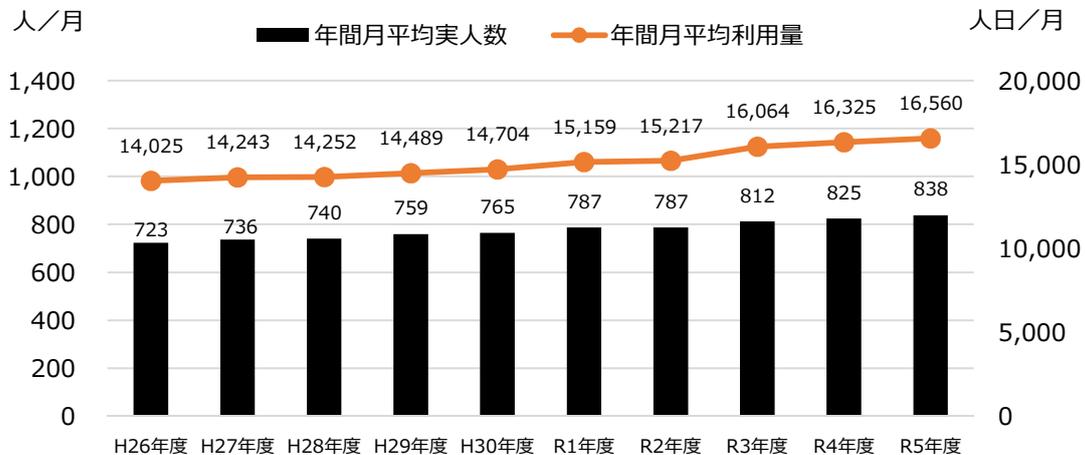
障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を要する障害のある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のための必要な援助を行います。

事業所数及び定員の推移



※基準該当事業所は空床型であるため、定員数については、指定事業所分のみになります。

実績及び見込量

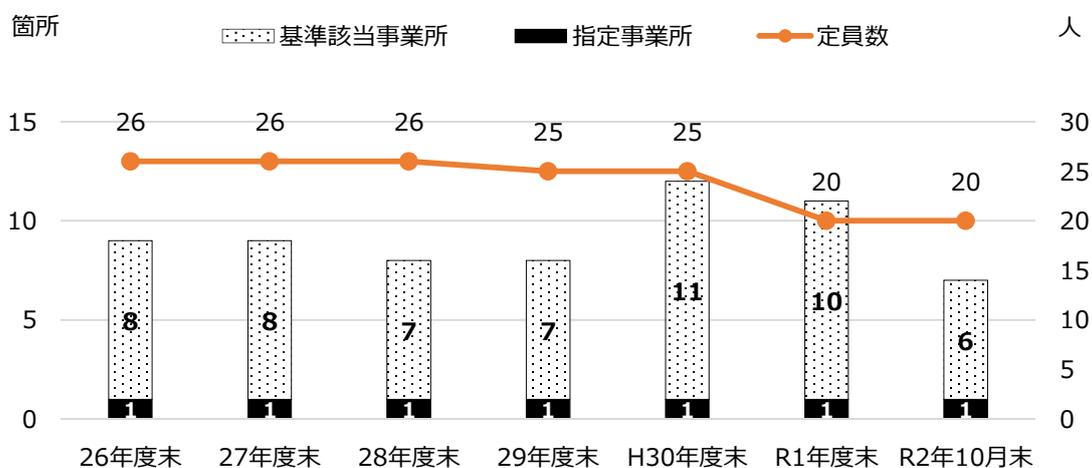


② 自立訓練(機能訓練)

サービスの概要

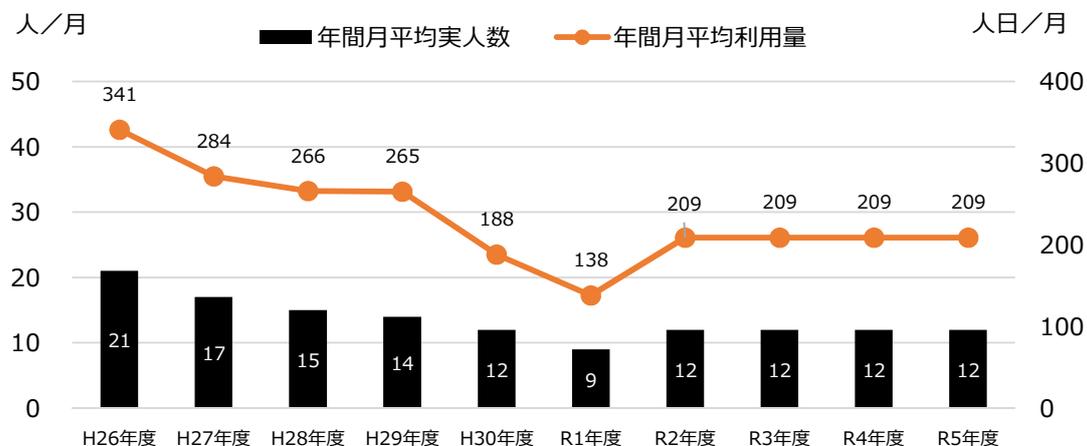
身体障害者又は難病等対象者に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または対象者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

事業所数及び定員の推移



※基準該当事業所は空床型であるため、定員数については、指定事業所分のみになります。

実績及び見込量

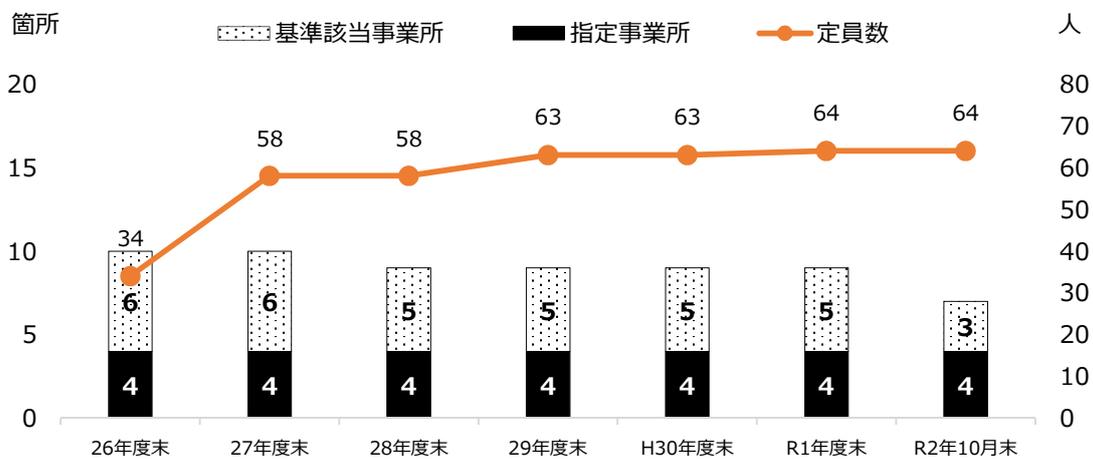


③ 自立訓練(生活訓練)

サービスの概要

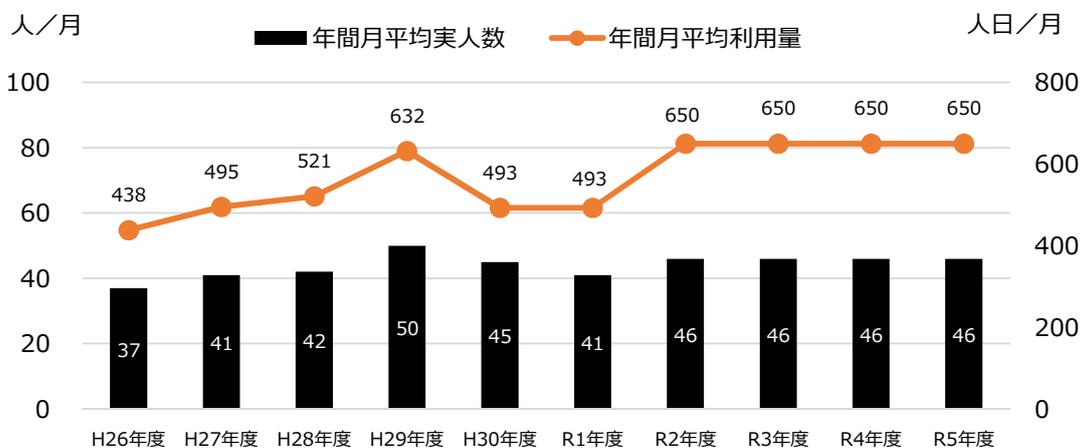
知的障害者又は精神障害者に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または対象者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

事業所数及び定員の推移



※基準該当事業所は空床型であるため、定員数については、指定事業所分のみになります。

実績及び見込量

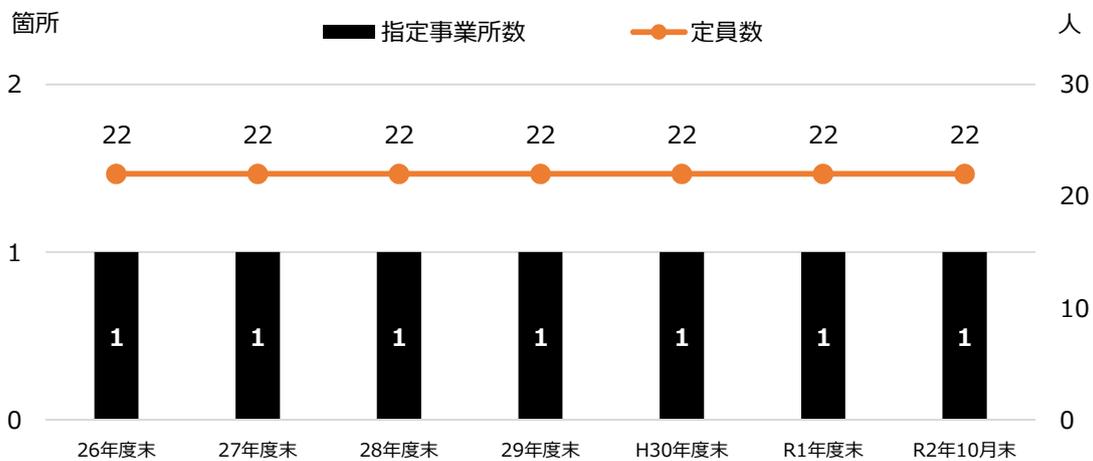


④ 宿泊型自立訓練

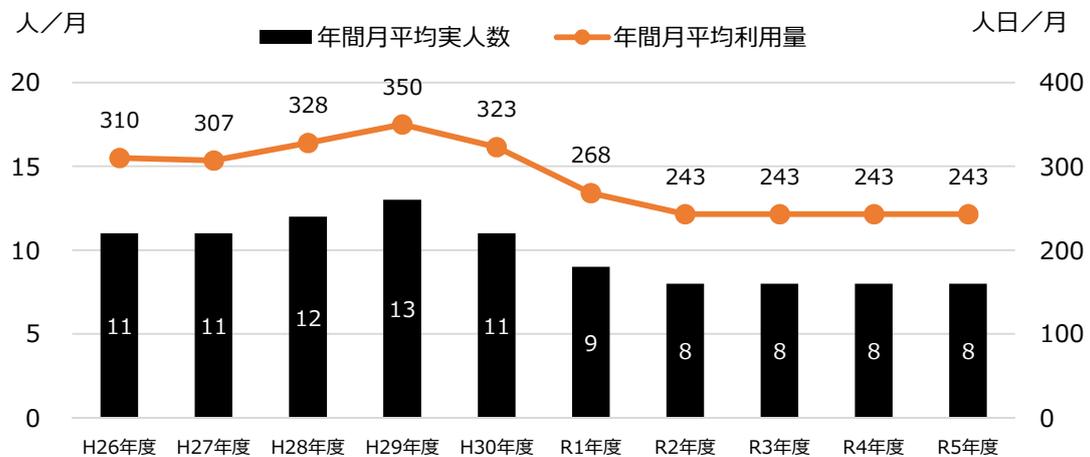
サービスの概要

知的障害者又は精神障害者に、居室その他設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

事業所数及び定員の推移



実績及び見込量

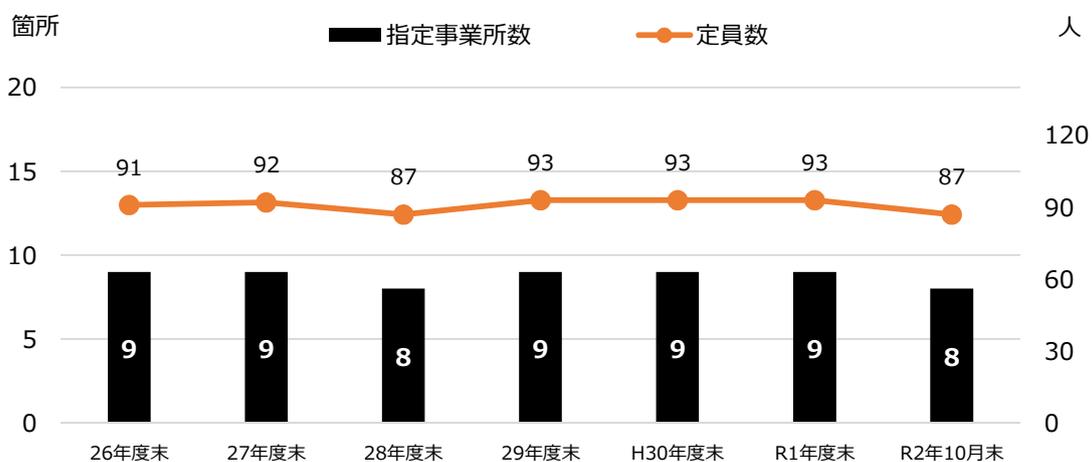


⑤ 就労移行支援

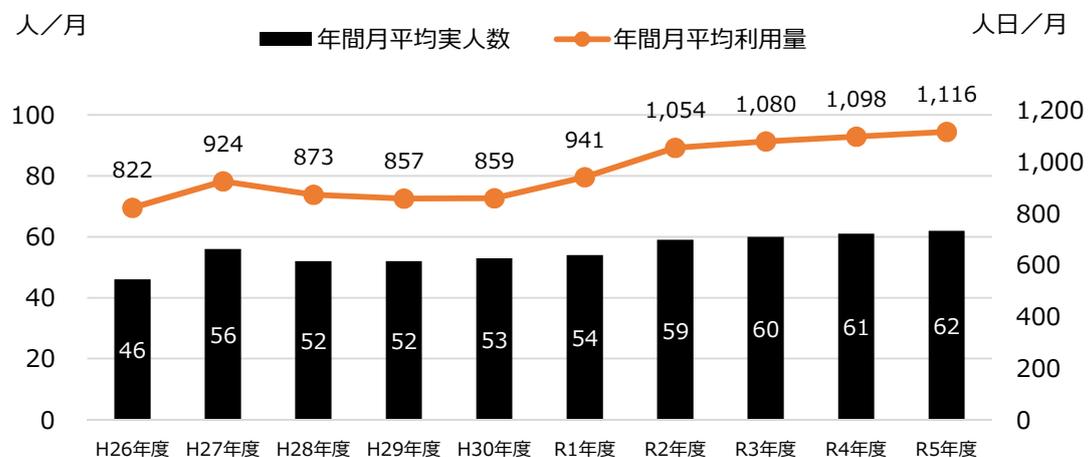
サービスの概要

就労を希望する65歳未満の障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

事業所数及び定員の推移



実績及び見込量

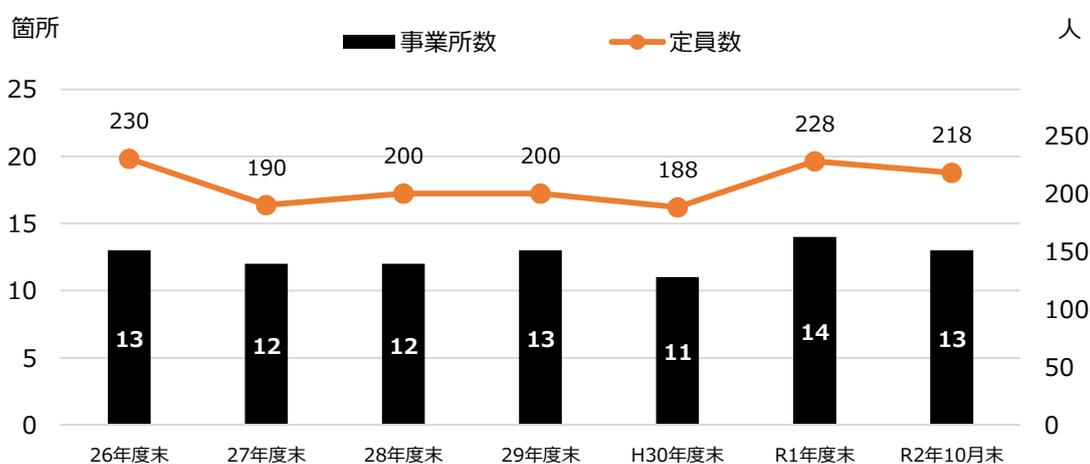


⑥ 就労継続支援A型

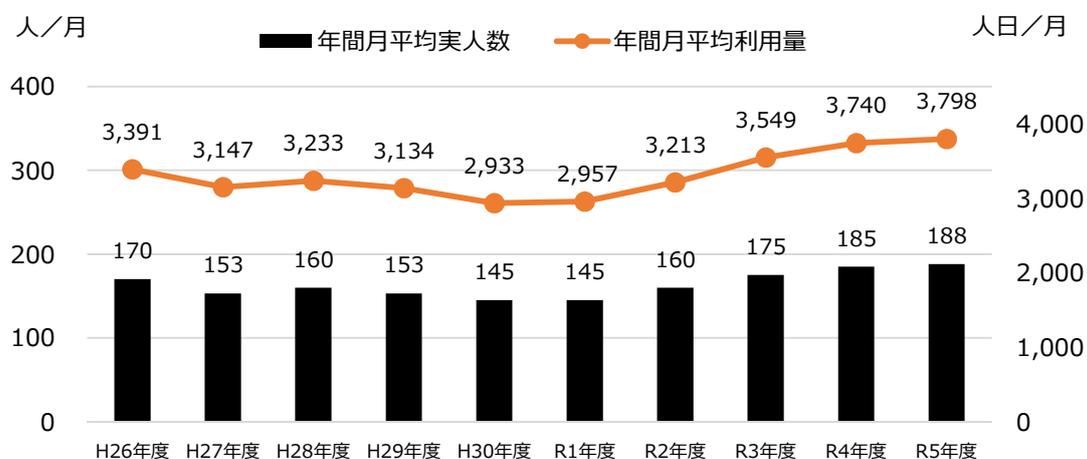
サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

事業所数及び定員の推移



実績及び見込量

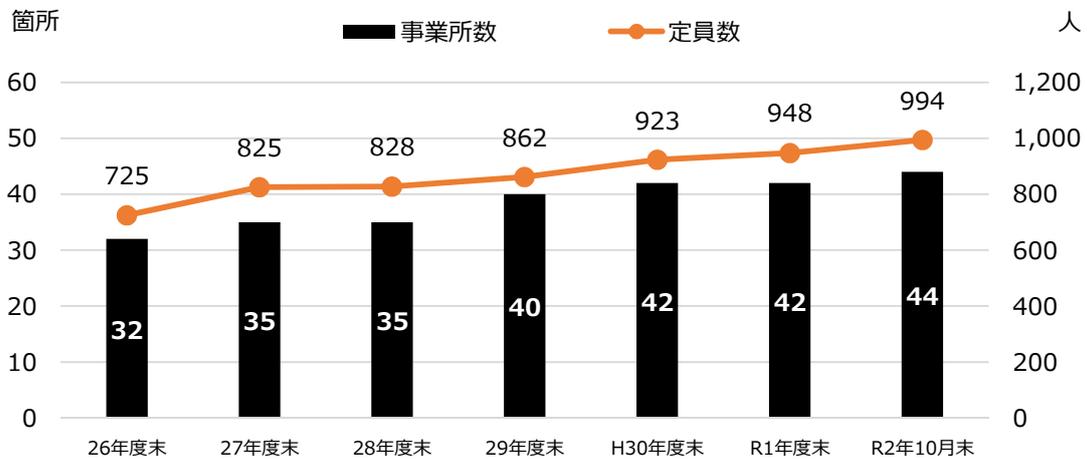


⑦ 就労継続支援B型

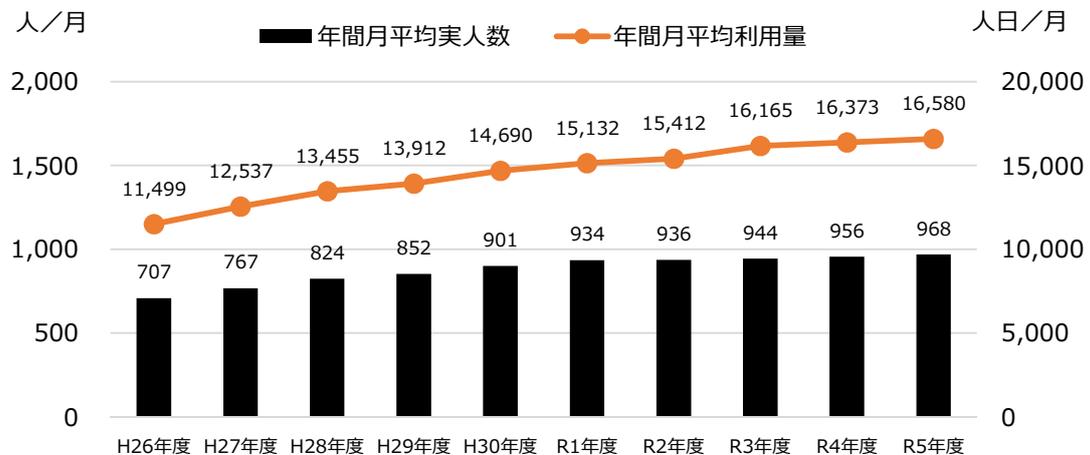
サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、通常の事業所に雇用されていた人で、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

事業所数及び定員の推移



実績及び見込量

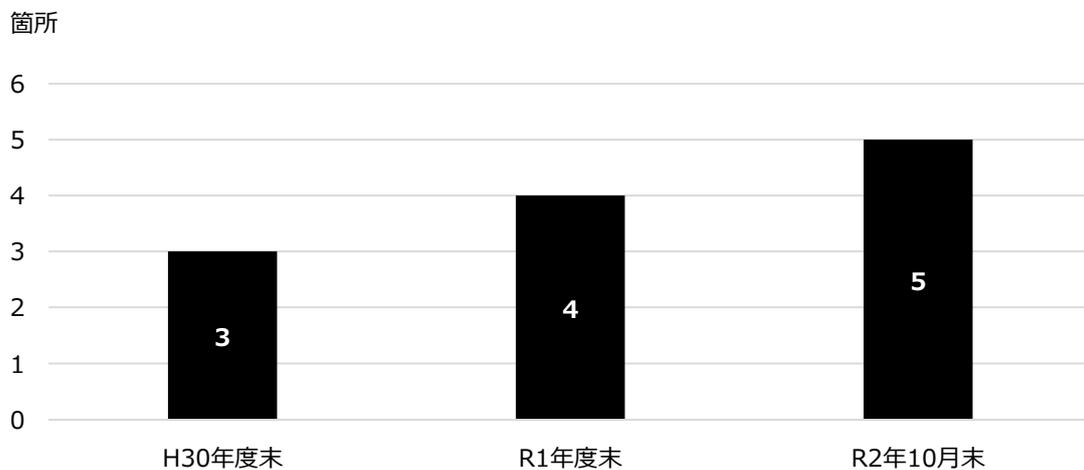


⑧ 就労定着支援

サービスの概要

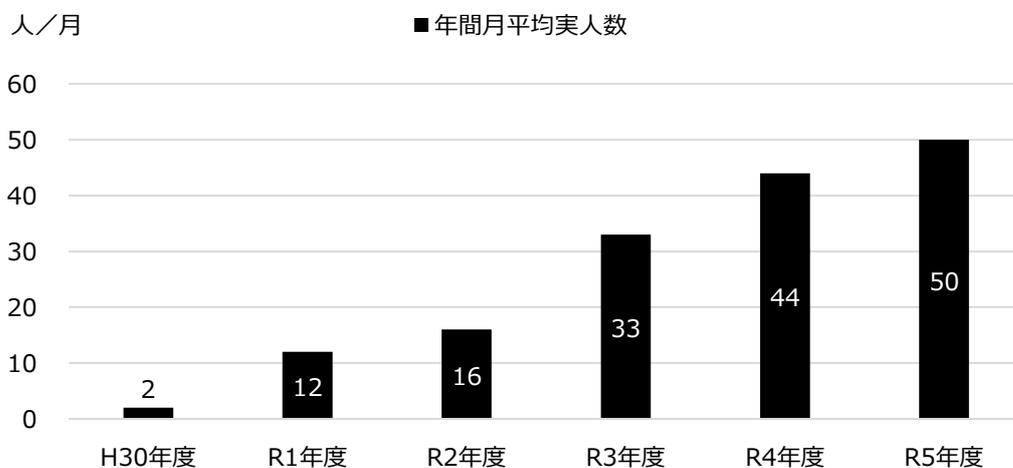
居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

事業所数の推移



※就労定着支援については、定員数の定めがないため記載していません。

実績及び見込量



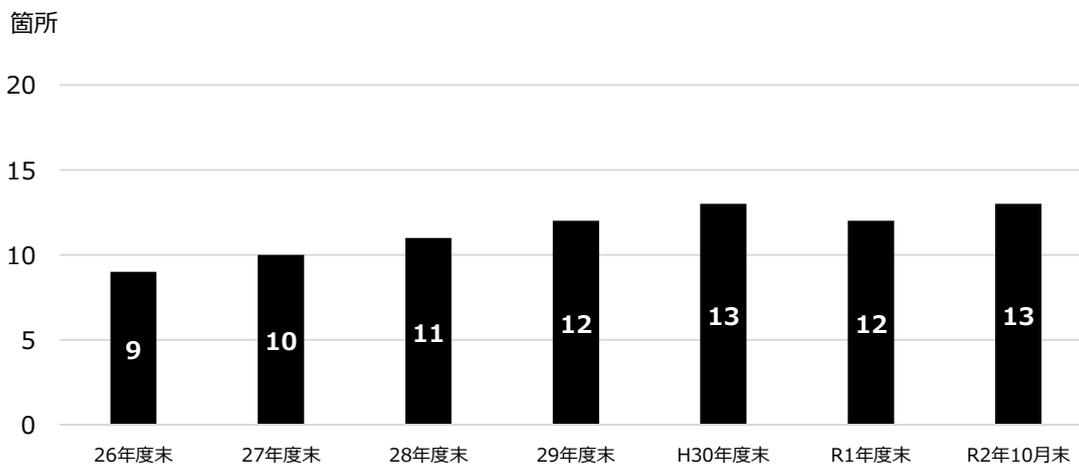
※就労定着支援の報酬は月額制となっているため、利用回数については記載していません。

⑨ 短期入所

サービスの概要

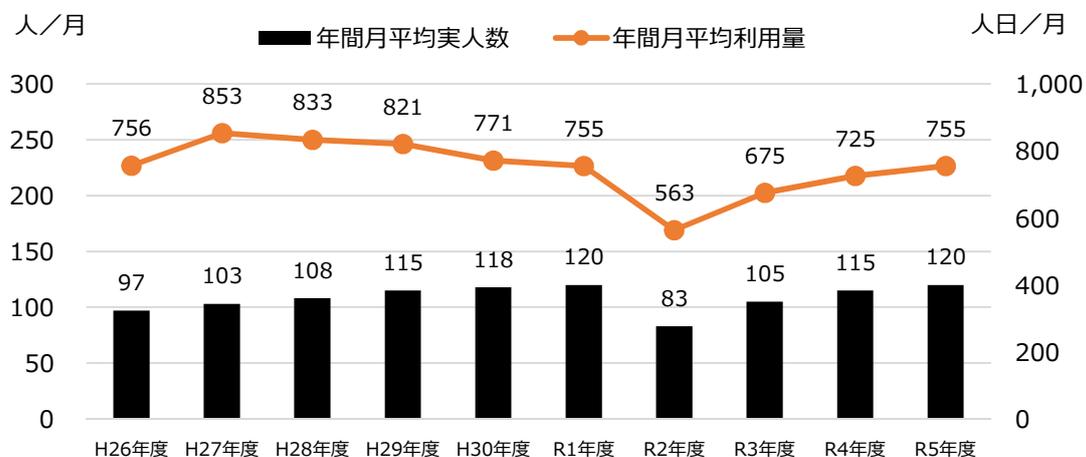
居宅においてその介護を行う者の疾病やその他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人や子どもについて、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

事業所数の推移



※殆どの事業所が空床型であるため、定員数は記載していません。

実績及び見込量

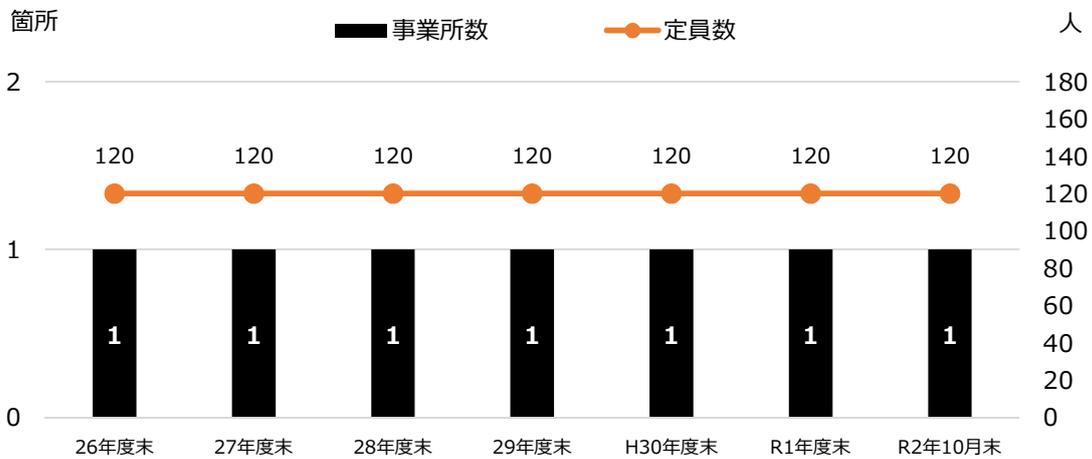


⑩ 療養介護

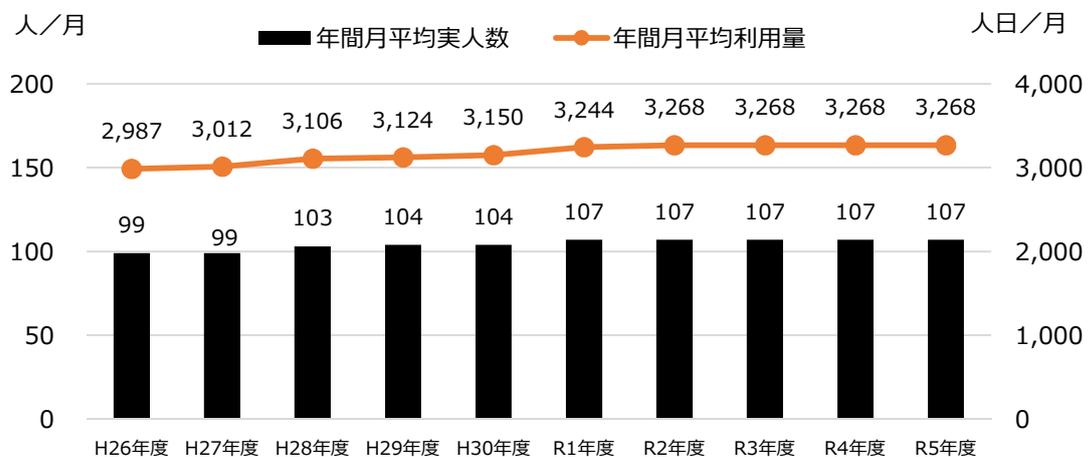
サービスの概要

病院における機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護日常生活上の支援その他必要な医療を要する障害のある人に，主として昼間に，病院において機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

事業所数及び定員の推移



実績及び見込量



3-1-2 居住系

※見込量は各年度における月平均値

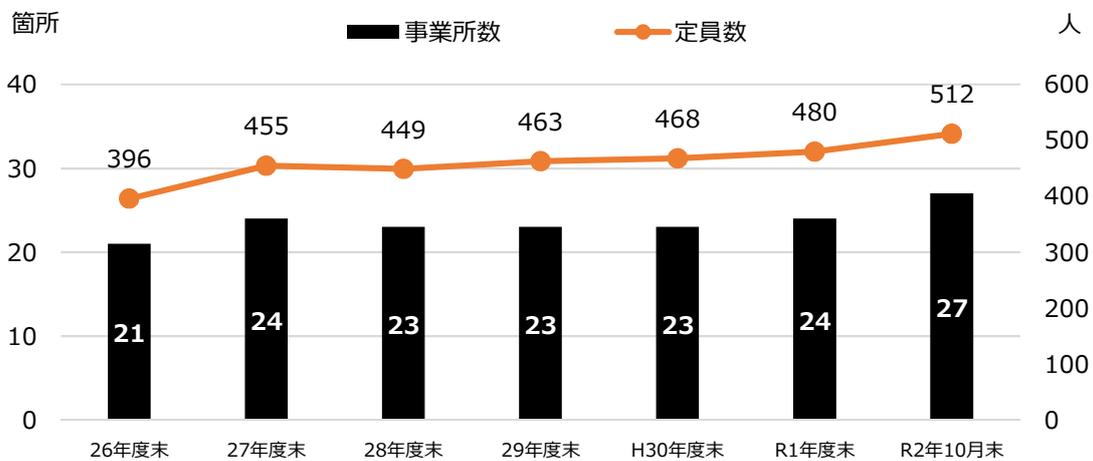
	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	438 人/月	468 人/月	506 人/月
施設入所支援	400 人/月	400 人/月	400 人/月

① 共同生活援助(グループホーム)

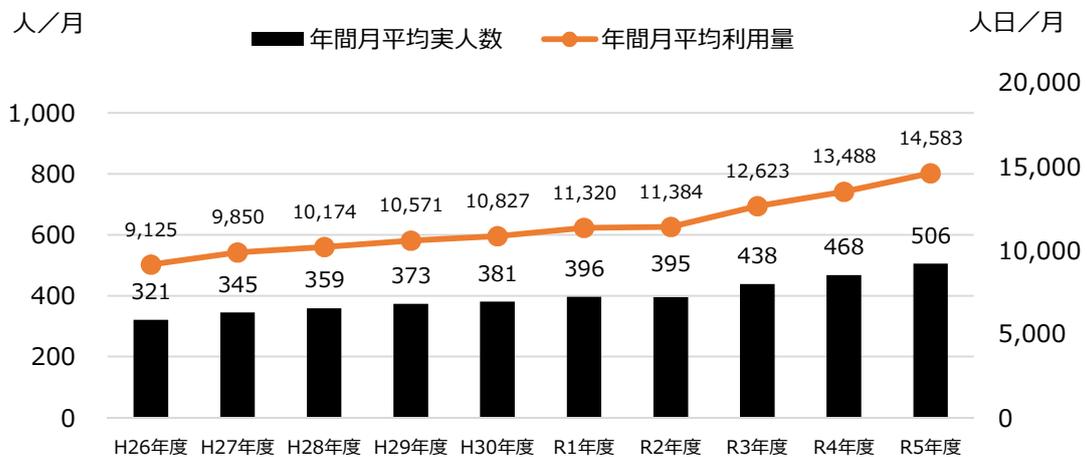
サービスの概要

障害のある人に、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

事業所数の推移



実績及び見込量

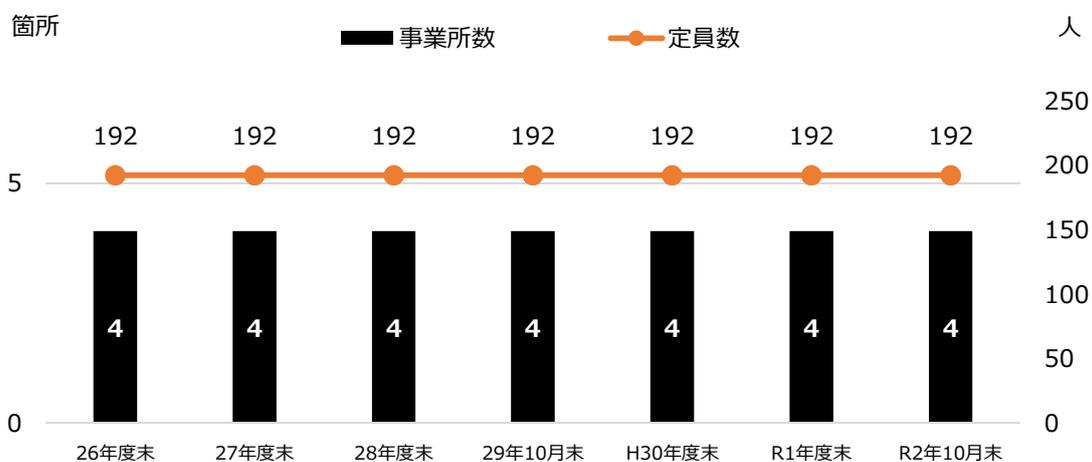


② 施設入所支援

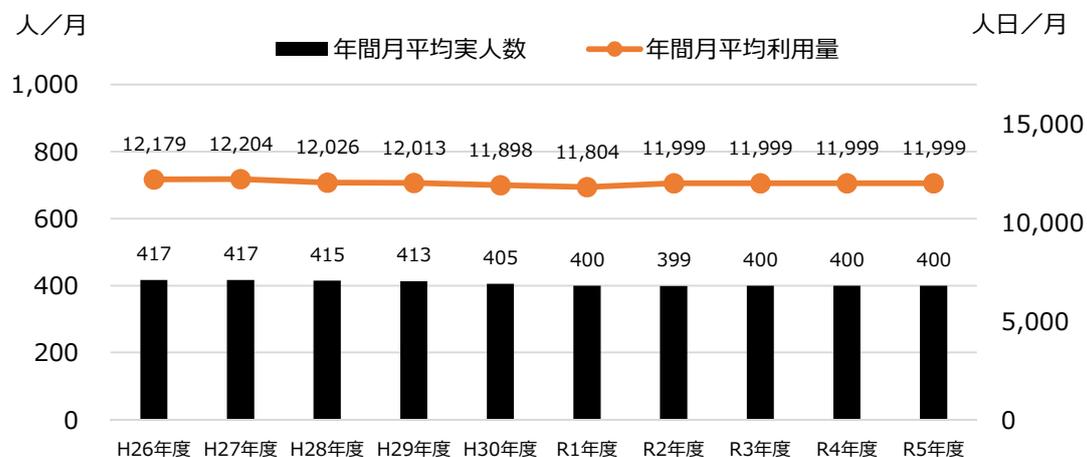
サービスの概要

施設に入所する障害のある人に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

事業所数の推移



実績及び見込量



3-1-3 訪問系

※見込量は各年度における月平均値

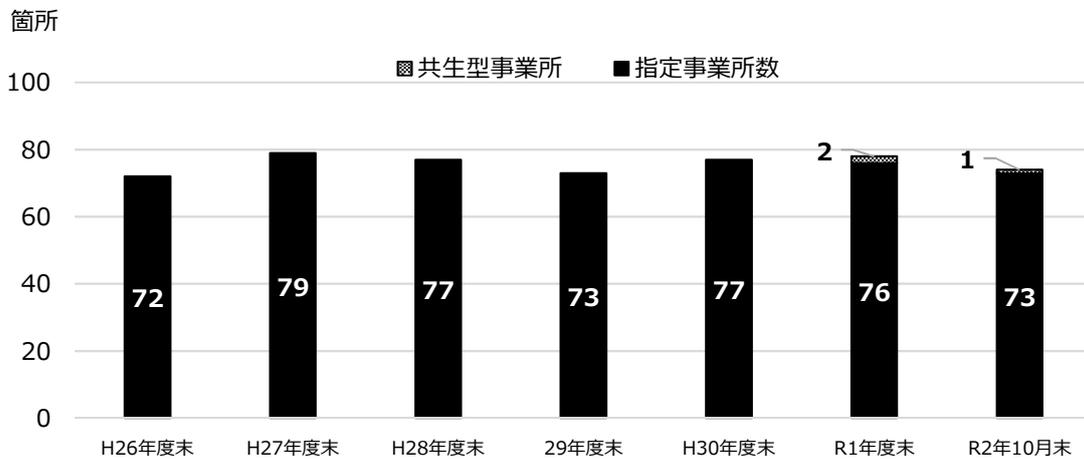
		3年度	4年度	5年度
居宅介護		9,894 時間/月	9,994 時間/月	10,094 時間/月
	人数	495 人/月	500 人/月	505 人/月
重度訪問介護		2,575 時間/月	2,943 時間/月	2,943 時間/月
	人数	7 人/月	8 人/月	8 人/月
行動援護		110 時間/月	129 時間/月	129 時間/月
	人数	6 人/月	7 人/月	7 人/月
同行援護		1,539 時間/月	1,616 時間/月	1,693 時間/月
	人数	100 人/月	105 人/月	110 人/月

① 居宅介護

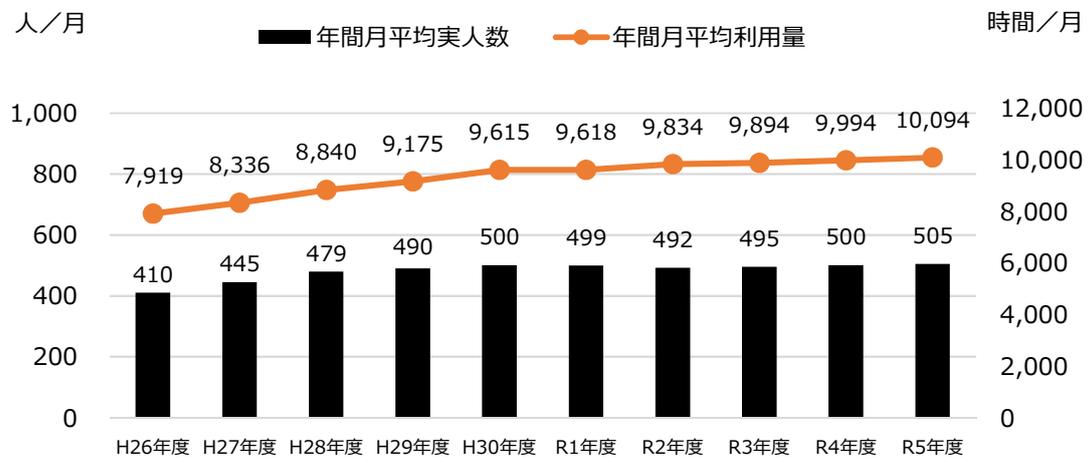
サービスの概要

障害のある人や子どもに、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業所数の推移



実績及び見込量

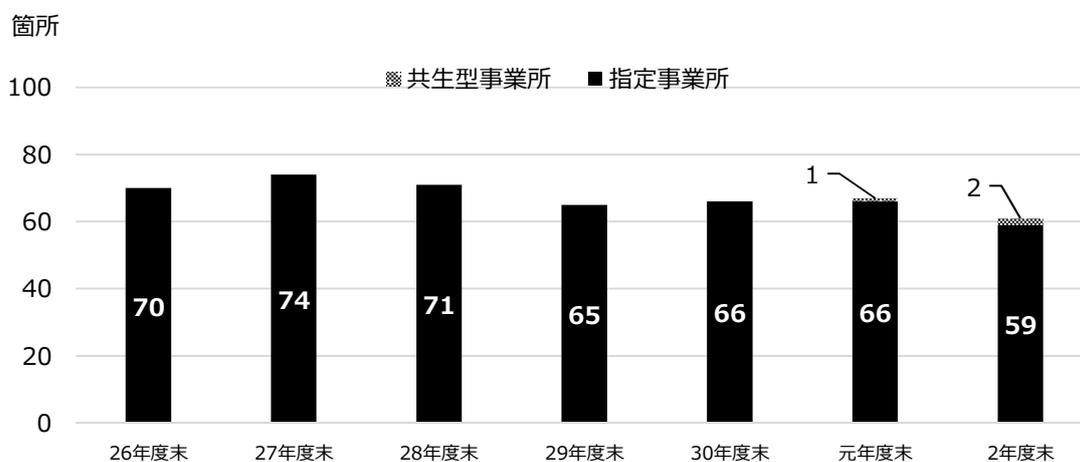


② 重度訪問介護

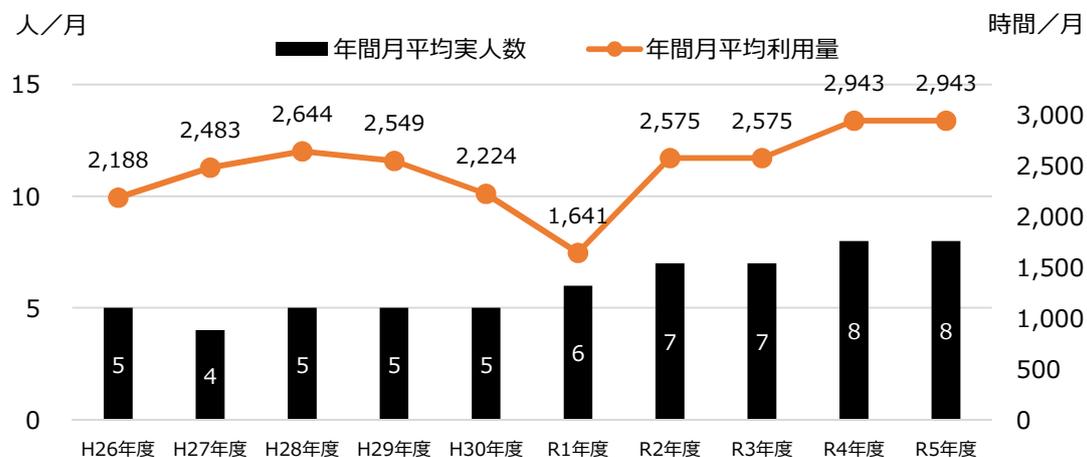
サービスの概要

重度の肢体不自由または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動中の介護等、生活全般にわたる援助を総合的に行います。

事業所数の推移



実績及び見込量

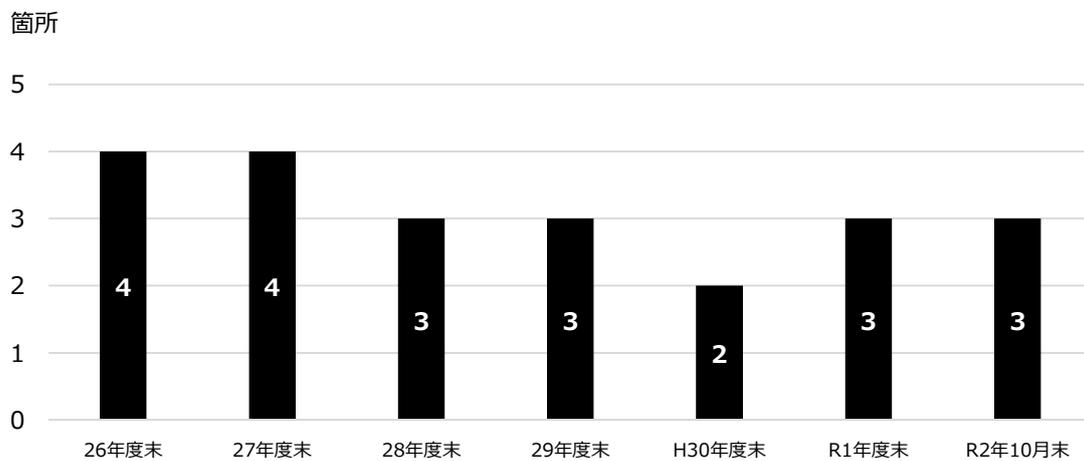


③ 行動援護

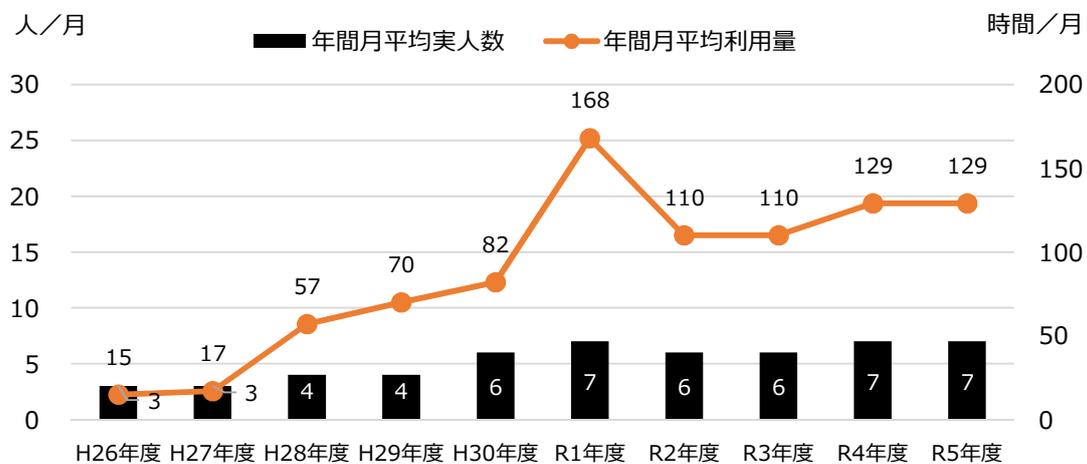
サービスの概要

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人や子どもが行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の対象者が行動する際の必要な援助を行います。

事業所数の推移



実績及び見込量

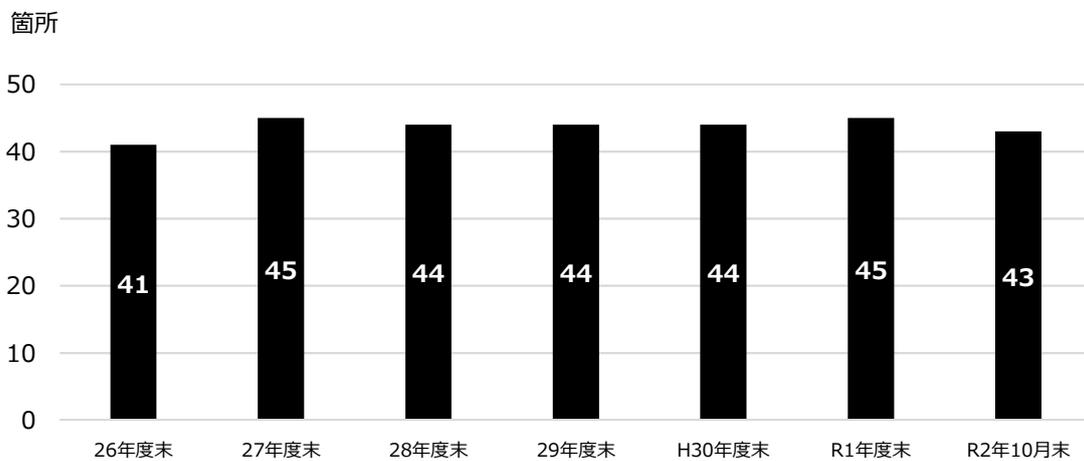


④ 同行援護

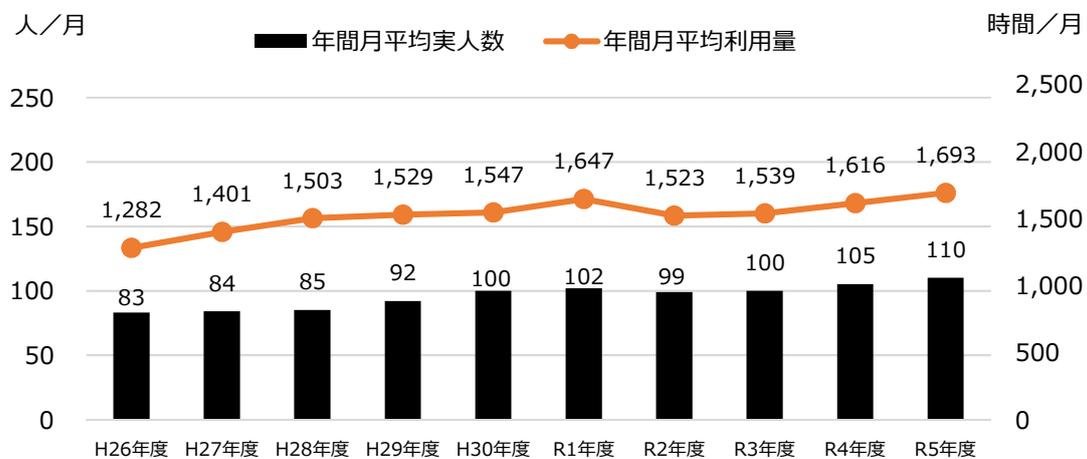
サービスの概要

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人や子どもが外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の対象者が外出する際の必要な援助を行います。

事業所数の推移



実績及び見込量



3-2 障害児通所支援の見込量

※見込量は各年度における月平均値

	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	1,237 人日/月	1,268 人日/月	1,299 人日/月
人数	200 人/月	205 人/月	210 人/月
医療型児童発達支援	26 人日/月	28 人日/月	34 人日/月
人数	9 人/月	9 人/月	11 人/月
放課後等デイサービス	9,437 人日/月	9,759 人日/月	9,967 人日/月
人数	685 人/月	721 人/月	741 人/月
保育所等訪問支援	81 人日/月	86 人日/月	91 人日/月
人数	57 人/月	62 人/月	67 人/月
居宅訪問型児童発達支援	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
人数	2 人/月	2 人/月	2 人/月

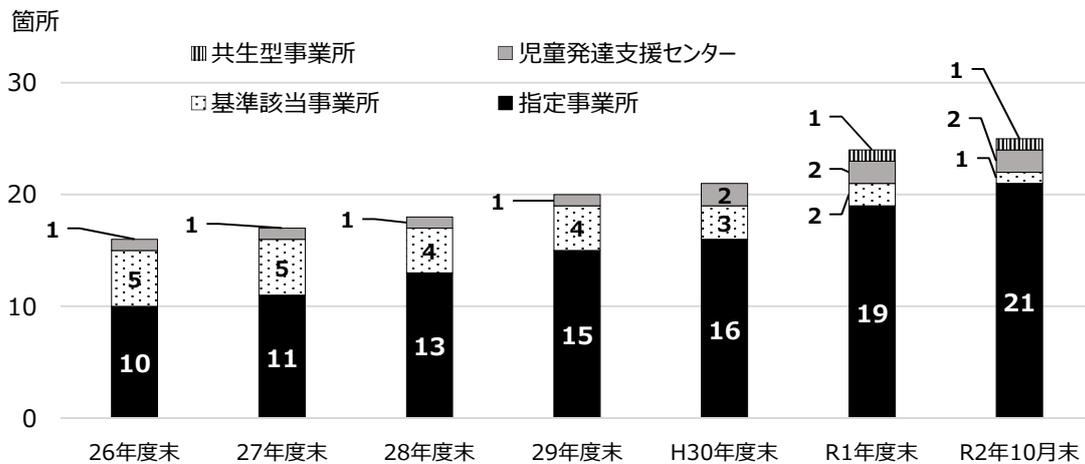
※人日とは、日中活動系サービスの供給量を示す単位

① 児童発達支援

サービスの概要

未就学の障害のある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。

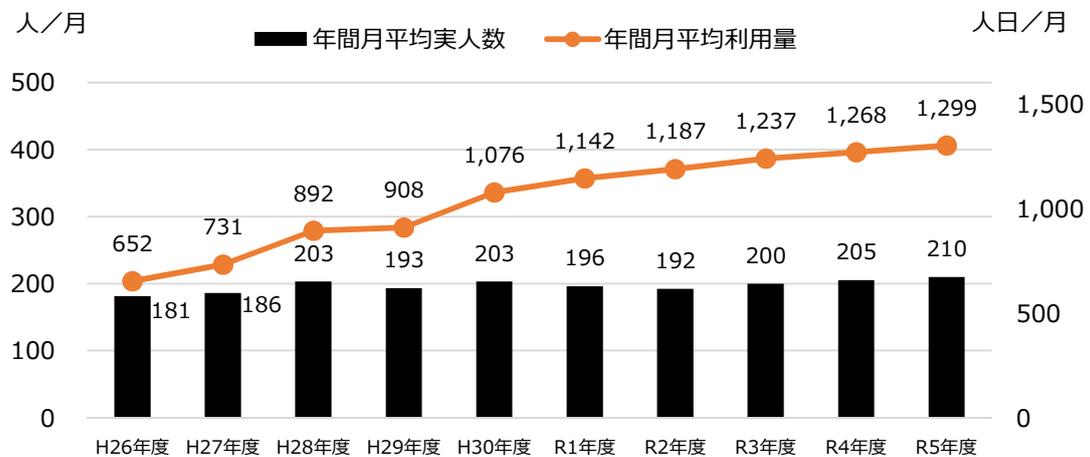
事業所数の推移



※令和2年10月末時点の指定事業所の内、5事業所(1増)が主に重症心身障害児を支援する事業所

※指定事業所の殆どが放課後等デイサービスとの多機能型であり、放課後等デイサービスを含めた定員設定であるため、定員数は記載していません。

実績及び見込量

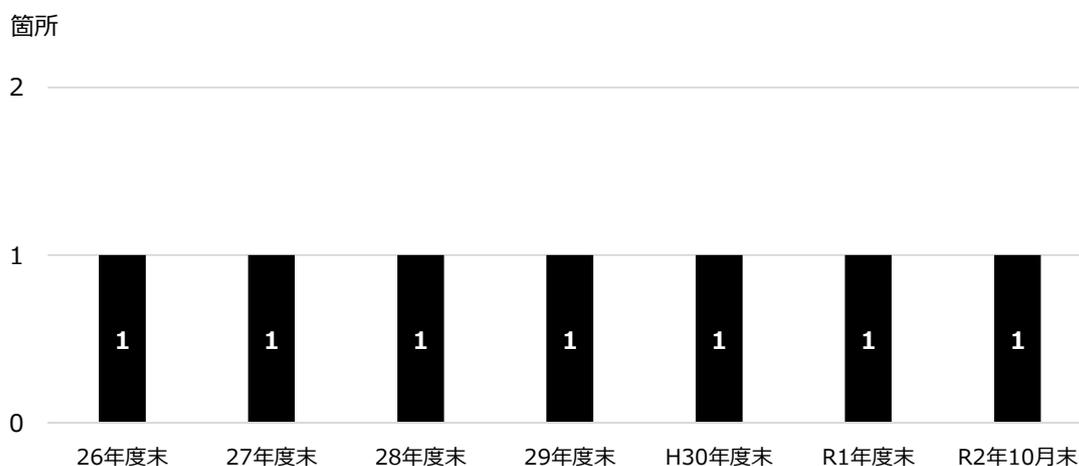


② 医療型児童発達支援

サービスの概要

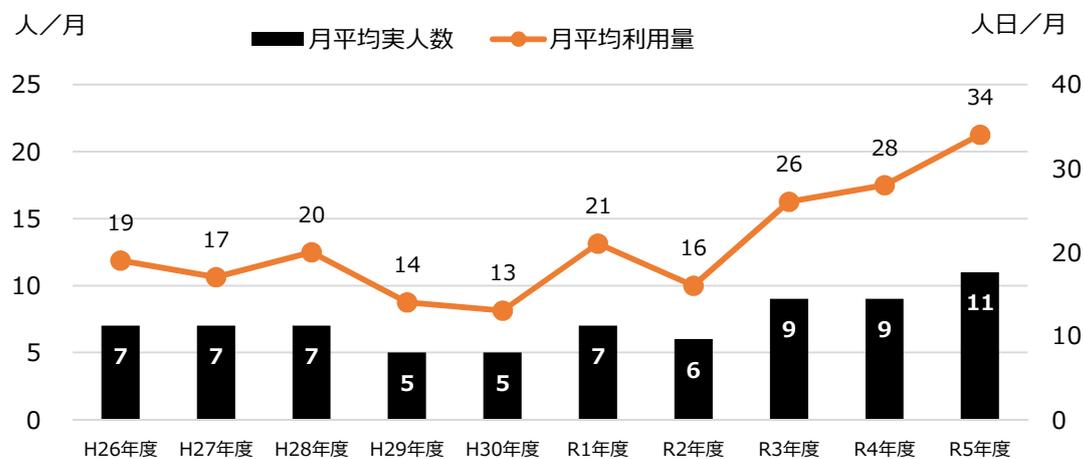
未就学の肢体不自由がある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等及び治療を行います。

事業所数の推移



※児童発達支援を含めた定員設定であるため、定員数については記載していません。

実績及び見込量

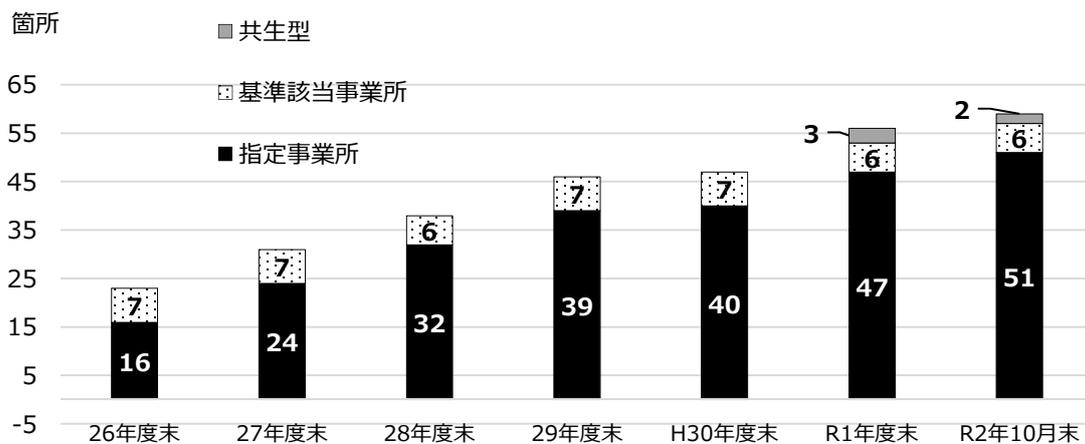


③ 放課後等デイサービス

サービスの概要

幼稚園，大学を除く，就学している障害のある子どもに，学校終了後又は休業日において，生活能力向上に必要な訓練，社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

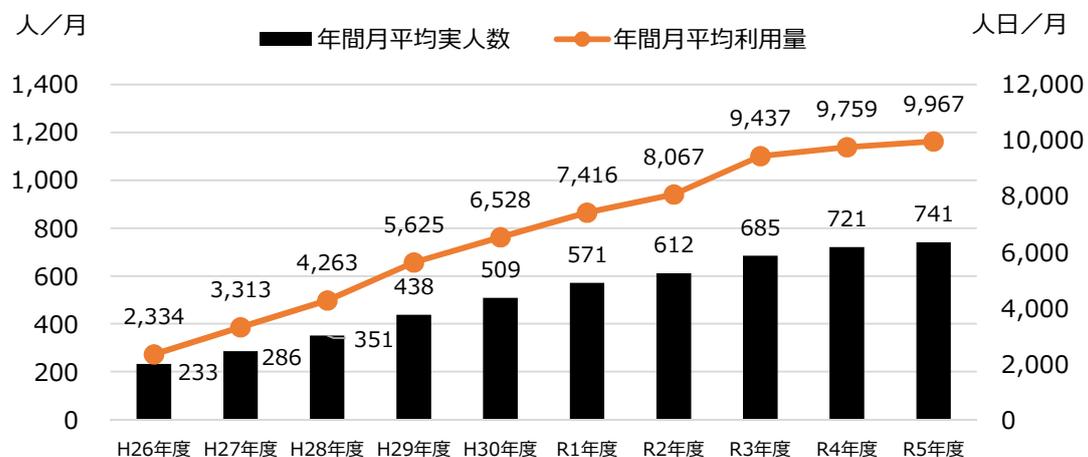
事業所数の推移



※29年10月末時点の指定事業所の内，6事業所が主に重症心身障害児を支援する事業所

※指定事業所の殆どが児童発達支援との多機能型であり，児童発達支援を含めた定員設定であるため，定員数は記載していません。

実績及び見込量

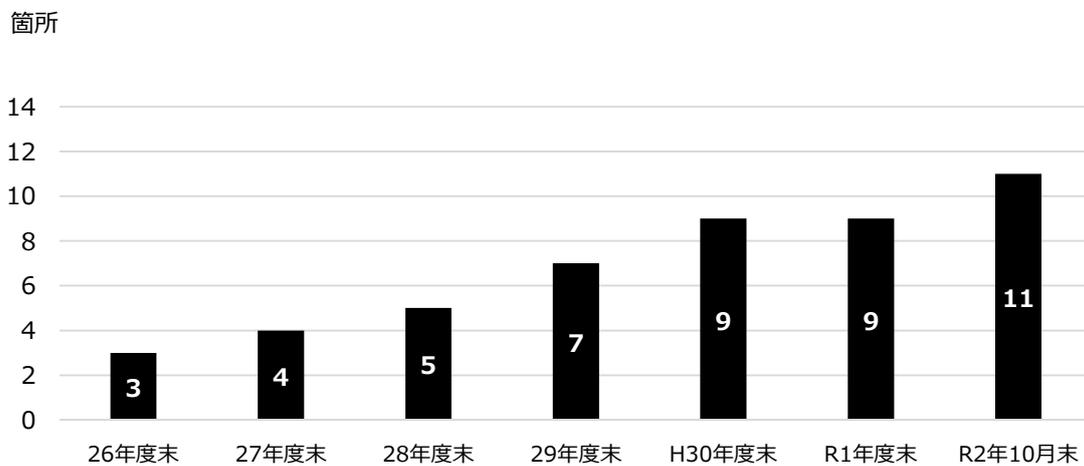


④ 保育所等訪問支援

サービスの概要

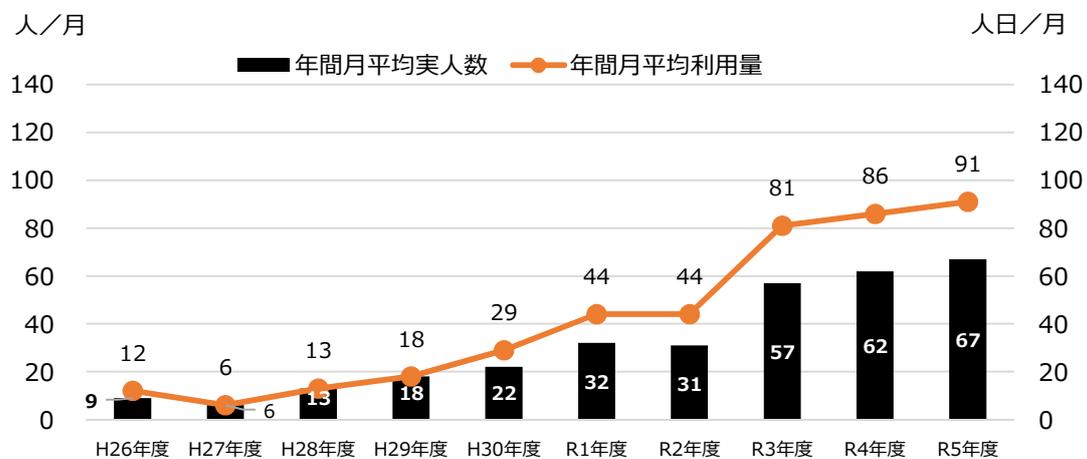
保育所等を利用している障害のある子どもが、保育所等において集団生活に
適応するために必要な専門的な支援その他必要な支援を行います。

事業所数の推移



※保育所等訪問支援については、定員数の定めがないため記載していません。

実績及び見込量



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要

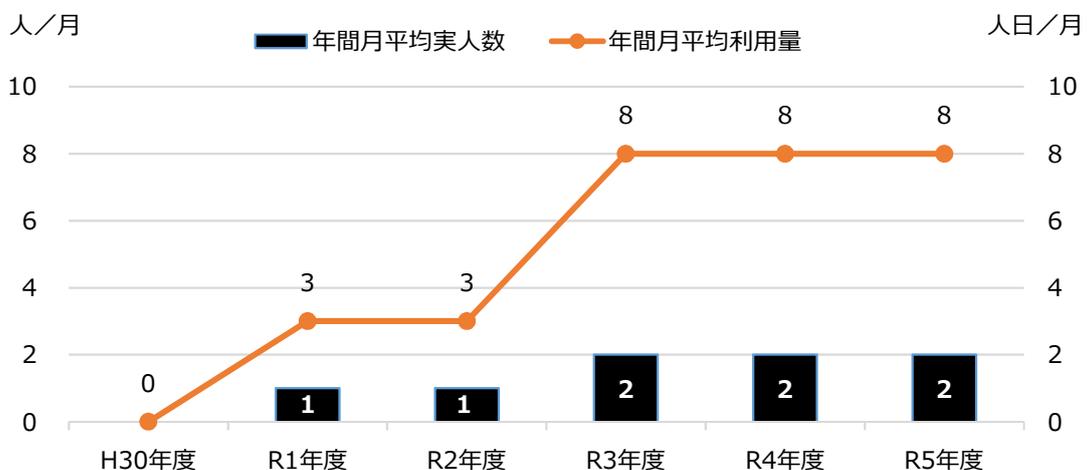
重度の障害があり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

事業所数の推移



※居宅訪問型児童発達支援については、定員数の定めがないため記載していません。

実績及び見込量



3-3 相談支援の見込量

※見込量は各年度における月平均値

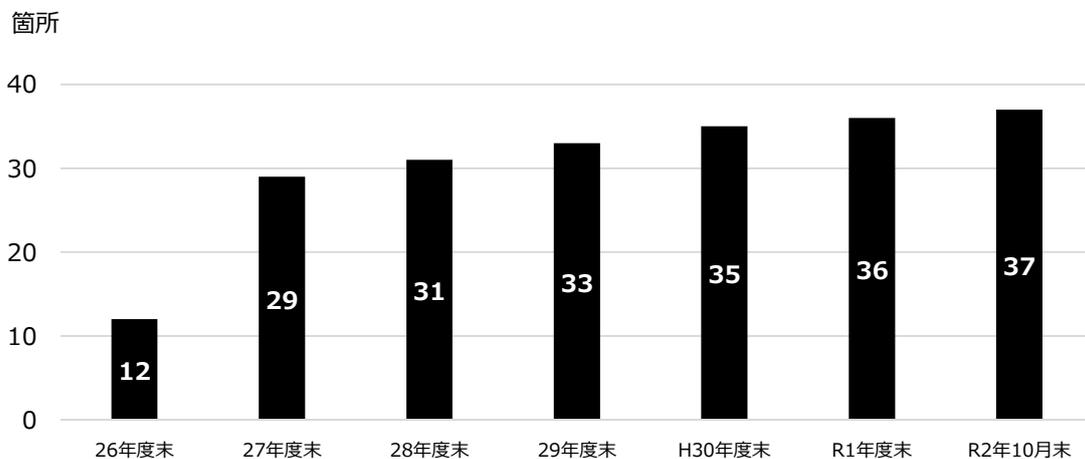
	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	519 人/月	545 人/月	575 人/月
障害児相談支援	189 人/月	209 人/月	232 人/月
地域移行支援	15 人/月	20 人/月	25 人/月
地域定着支援	10 人/月	13 人/月	17 人/月

① 計画相談支援

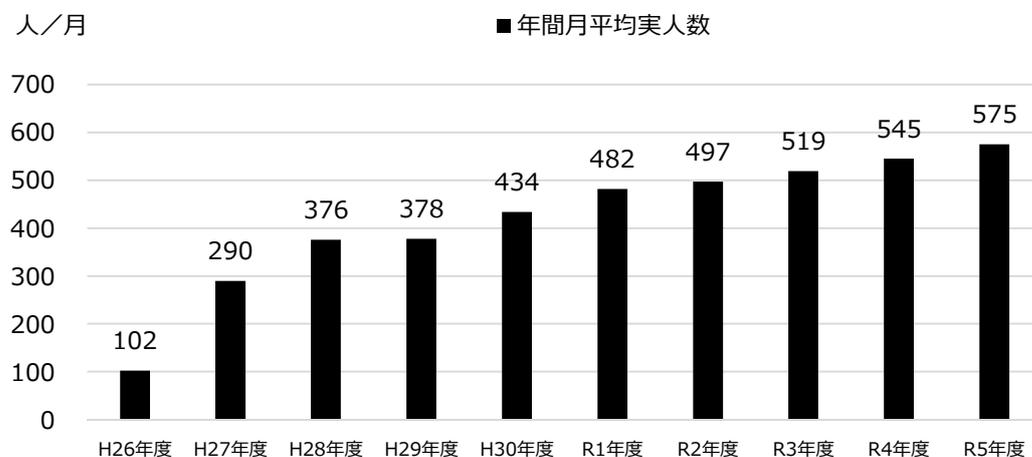
サービスの概要

障害福祉サービスや地域相談支援の申請若しくは変更の申請に係る障害のある人若しくは障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に係る事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。

事業所数の推移



実績及び見込量

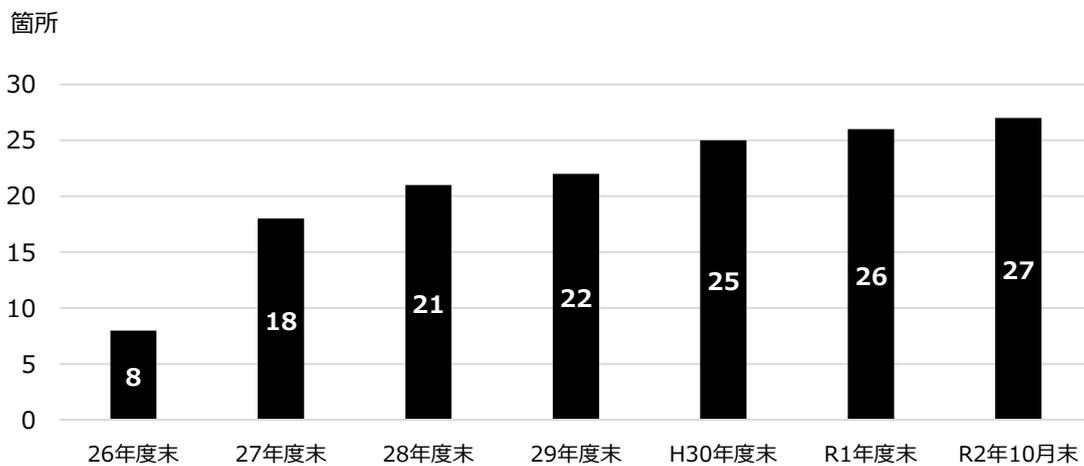


② 障害児相談支援

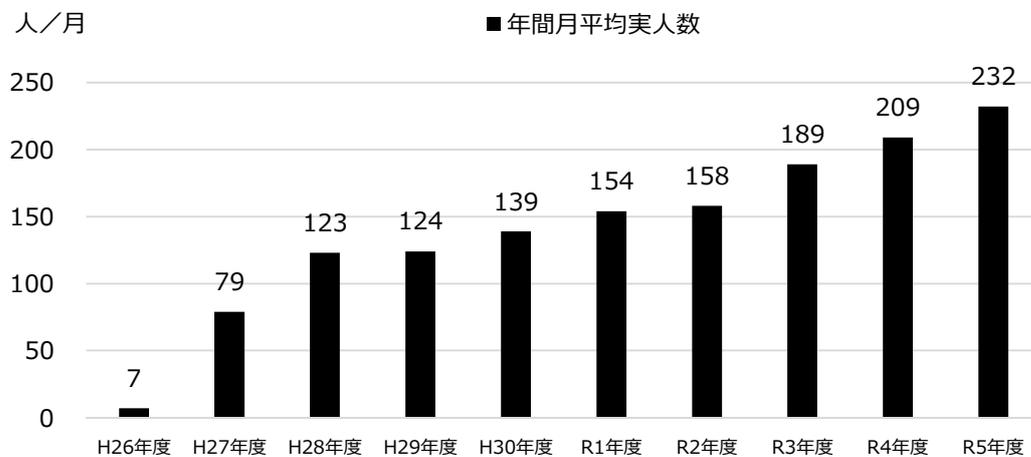
サービスの概要

障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、障害のある子ども又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の利用に係る事項を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

事業所数の推移



実績及び見込量

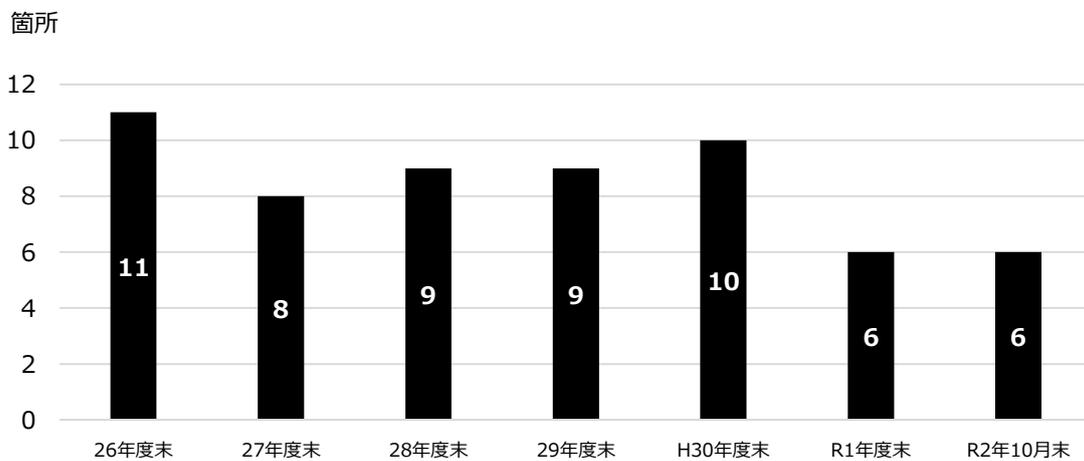


③ 地域移行支援

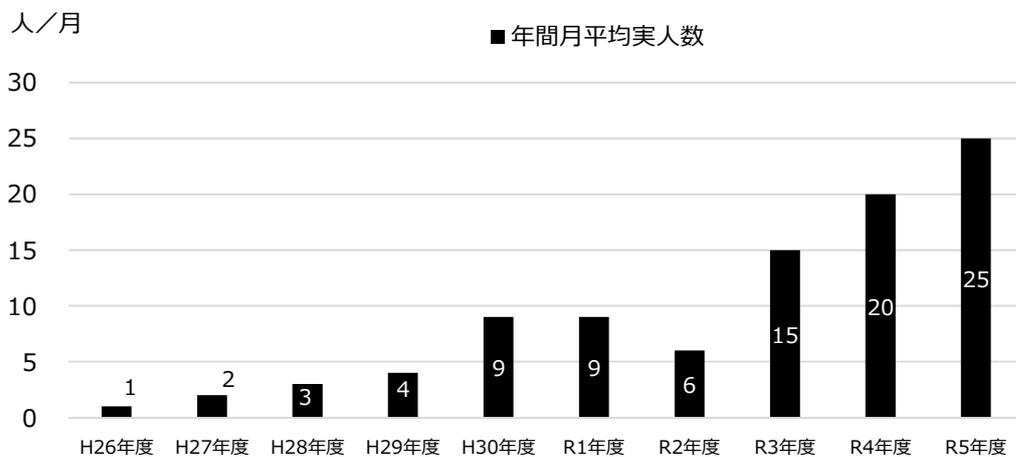
サービスの概要

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害者その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

事業所数の推移



実績及び見込量

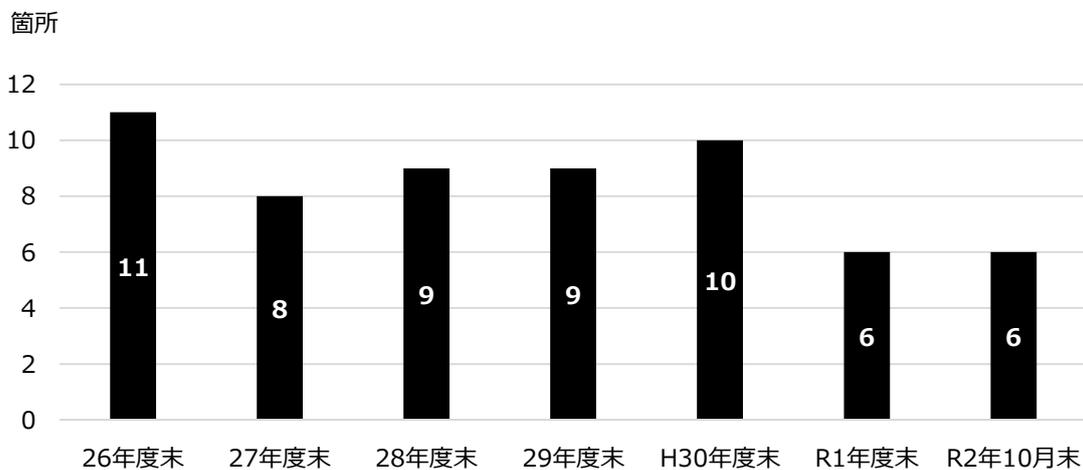


④ 地域定着支援

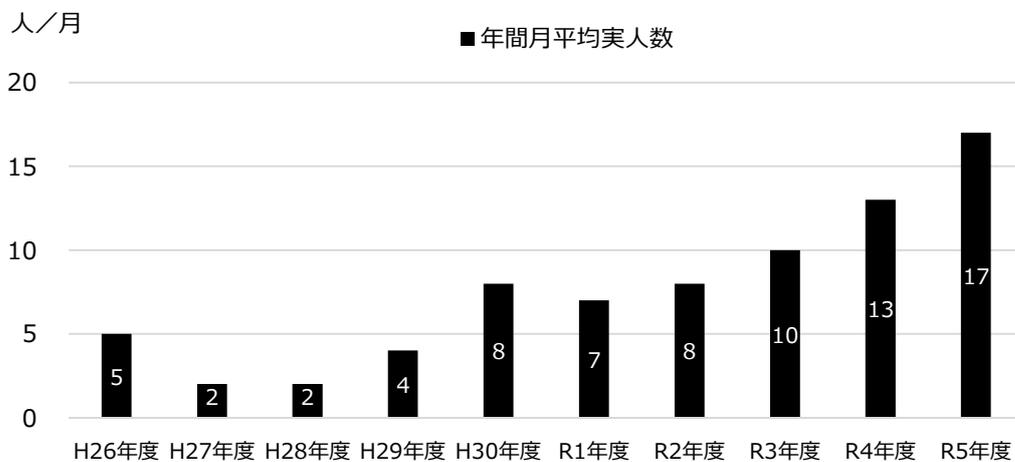
サービスの概要

居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

事業所数の推移



実績及び見込量



3-4 地域生活支援事業

3-4-1 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害福祉サービスや障害児通所支援といった全国共通サービスとは異なり、都道府県及び市町村が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じ、柔軟に実施できるものとなっています。

地域生活支援事業においては、複数の事業がある中で、実施しなければならない事業(必須事業)と自主的に取り組むことができる事業(任意事業)があり、それらの種類及び事業内容は次のとおりです。

必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	
ふれあいネットワーク事業	障害のある人への理解やノーマライゼーション社会の実現のための広報・啓発の一環として、市民向けの広報啓発誌を発行します。
ふれあい体験学習事業	障害のある人への理解を深めるため、小・中・高等学校や企業等からの要請に応じ、障害のある人が講師となって、車椅子やアイマスク体験等の出張講座を行います。
ボランティア講座事業	より多くの市民に障害のある人のための様々なボランティアについて知ってもらい、ボランティア活動のきっかけ作りになる講座を開催します。
手話普及啓発事業	パンフレットによる情報提供や市民向けの研修を通して手話に対する理解拡大に努め、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。
自発的活動支援事業	知的障害のある人がボランティア活動や団体活動を行うことにより自信を持ち、仲間と話し合い、自立のために社会に働きかける活動の支援を行います。

事業名	事業内容
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整その他の障害のある人等の権利の擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言・情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望する方につき、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言等を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。 ※当該事業に係る内容は障害者相談支援事業の中で実施します。
成年後見制度利用支援事業	
	障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害または精神障害のある人に対し、市長が代わって後見等の開始の審判請求を行い、必要に応じて、申立て経費や後見人報酬などの全部又は一部を助成することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	
	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。 ※現状本市において、法人後見受任を実施しているのは高知市社会福祉協議会のみであり、今後各法人において実施可能性を踏まえ、必要に応じて検討します。
意思疎通支援事業	
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人の社会参加を促進するため、聴覚障害のある人が医療機関や公的機関に赴く際等に手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人の社会参加を促進するため、聴覚障害のある人が医療機関や公的機関に赴く際等に要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	市役所に来庁した聴覚障害のある人が円滑に意思疎通を図ることができるように、市役所本庁舎1階に手話通訳者を設置します。
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	重度障害のある人や子どもが医療機関に入院した際に、日頃関わりのある支援員をコミュニケーション支援員として派遣し、医療機関従事者との意思疎通支援を図ります。

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	初心者を対象とした手話講習を開催し、日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人や子どもについて、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
身体障害者等社会参加 応援バス運行事業	在宅の身体障害のある人等に対し、社会参加応援バスの運行により、交通手段を確保し社会参加を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	
Ⅰ 型	精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害のある人に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行うものへの補助を行います。
Ⅱ 型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人が通所し、機能訓練、社会参加適応訓練等を行うことにより、自立と生きがいを高める事業を行うものへの補助を行います。
Ⅲ 型	作業指導、生活訓練等を実施する事業を行うものへの補助を行います。
障害児療育等支援事業	<p>在宅の重症心身障害児・者、知的障害児・者、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図ります。</p> <p>※当該事業に係る内容については、障害児通所支援及び障害者相談支援事業並びに子ども発達支援センターにおける早期療育教室、親子通園施設ひまわり園及び巡回支援専門員整備等の中で実施します。</p>
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	手話通訳に必要な語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者の養成研修を実施します。(※高知県との合同実施)
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を実施します。(※高知県との合同実施)
失語症者向け意思疎通支援者 養成研修事業	失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を実施します。(※高知県との合同実施)

事業名	事業内容
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。 ※当該事業の内容については、必須事業の中の「手話通訳者派遣事業」、「要約筆記者派遣事業」において実施します。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。(※高知県との合同実施)
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。 ※令和2年度より県との合同により養成研修が開始されたため、派遣事業を開始するには至っていません。派遣人材が確保できた事業実施について県と協議を行います。

任意事業

事業名	事業内容
福祉ホーム運営事業	家庭、住宅環境等の理由により、在宅において生活することが困難な障害のある人について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人や子どもの身体の清潔保持、心身機能の維持を図るため、その家庭に訪問入浴者を派遣して入浴サービスを提供します。
生活訓練等事業	
視覚障害者生活訓練	視覚障害のある人を対象とした歩行訓練、日常生活動作訓練、福祉機器の活用方法、社会資源の活用方法、コミュニケーションに関すること(点字、パソコン等)などの支援を行います。
IT推進講習	身体障害のある人を対象として、パソコン講習等を開催し、自ら情報を取得できるよう支援を行います。
自動車運転免許講座	身体障害のある人を対象として、運転免許取得教習前の準備講習や運転免許技術の再獲得に向けた支援を行います。
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害のある人に活動の場を提供し、見守りや創作活動、日常的な訓練等を行います。

事業名	事業内容
巡回支援専門員整備	発達障害に関する知識を有する専門員(子ども発達支援員)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力向上、交流、余暇等に資するため及び障害のある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会等を開催します。
文化芸術活動振興事業	障害のある人等の芸術文化活動を振興するため、各種教室を開催し、芸術文化活動の機会を提供します。
点字・声の広報等発行事業	
障害福祉のしおり	障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、障がい福祉課が毎年発行する、各種制度等をまとめた冊子について、点訳及び音訳を行います。
議会だより	障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、議会事務局が発行する議会だよりについて、点訳及び音訳を行います。
広報「あかるいまち」	障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、高知市が発行する広報「あかるいまち」について、点訳及び音訳を行います。
意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業	
点訳・音訳ボランティアステップアップ研修事業	現在活動中の点訳・音訳ボランティアの点訳・音訳技術の向上を図るため、外部講師によるスキルアップ研修及びベテラン・ボランティア講師によるスキルアップ研修を開催します。
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児や重度の障害等のある子どもとその家族への地域における支援の充実をはかるため、関係機関による支援検討会を開催します。
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	
代表者会議・戦略会議	保健・医療・福祉の代表者により構成される代表者会議では、地域移行の取組について協議します。戦略会議は、実務者会議として対象事例について協議します。
ピアサポーター定例会	地域移行・地域定着を促進するために共に取組んでいけるピアサポーターを育成します。
院内説明会	地域移行の個別給付を進めるため、医療機関の入院患者を対象に、一般相談支援事業所の職員とピアサポーターによる院内説明会を開催します。
地域移行支援者会議	地域移行・地域定着に関する研修及び個別事例の検討を通じ、地域課題について検討します。

事業名	事業内容
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進します。
障害者ICTサポート推進事業	
デイジー図書再生機貸出	障害等で読書が困難な人へのデイジー図書再生機を貸出します。
相談・指導,トラブル等の対応	障害等で読書が困難な人へのデイジー図書再生機, PC, タブレット等ITC機器の利用支援,トラブル対応等を行います。
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	高知県と合同で、意思疎通支援従事者のスキルアップを図る事業を実施します。

3-4-2 地域生活支援事業の見込量について

地域生活支援事業の見込量については次のとおりです。

なお、見込量については、各事業ごとに単位が異なりますが、具体的な量を示すものについては、これまでの実績を基に算出しています。

必須事業

事業名	見込量単位	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業				
ふれあいネットワーク事業	実施有無	有	有	有
ふれあい体験学習事業	実施有無	有	有	有
ボランティア講座事業	実施有無	有	有	有
手話普及啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	実施有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	—	—	—
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	年間派遣回数	510回	510回	510回
要約筆記者派遣事業	年間派遣回数	10回	12回	14回
手話通訳者設置事業	年間設置日数	243日	243日	243日
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	年間延利用者数	3人	3人	3人

事業名	見込量単位	3年度	4年度	5年度	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	年間延件数	26件	28件	30件	
自立生活支援用具	年間延件数	100件	105件	110件	
在宅療養等支援用具	年間延件数	58件	60件	62件	
情報・意思疎通支援用具	年間延件数	160件	165件	170件	
排泄管理支援用具	年間延件数	8,100件	8,150件	8,200件	
住宅改修	年間延件数	20件	21件	22件	
手話奉仕員養成研修事業		年間延修了者数	80人	80人	80人
移動支援事業					
移動支援事業	年間実利用者数	285人	295人	305人	
	年間延利用時間数	29,612時間	30,642時間	31,672時間	
身体障害者等社会参加 応援バス運行事業	年間運行回数	75回	80回	85回	
	年間延利用者数	550人	575人	600人	
地域活動支援センター機能強化事業					
I 型	設置箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
	1日あたりの利用者数	20人	20人	20人	
II 型	設置箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
	1日あたりの利用者数	17人	17人	17人	
III 型	設置箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
	1日あたりの利用者数	17人	17人	17人	
障害児療育等支援事業		実施箇所数	—	—	—

事業名	見込量単位	3年度	4年度	5年度
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	講習修了者数	65人	65人	65人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者数	6人	6人	6人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	講習修了者数	15人	15人	15人
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	—	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用者数	13人	13人	13人
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用者数	—	—	—

任意事業

事業名	見込量単位	3年度	4年度	5年度
福祉ホーム運営事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	年間実利用者数	2人	2人	2人
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	年間実利用者数	10人	11人	12人
生活訓練等事業				
視覚障害者生活訓練	年間延訓練回数	100回	100回	100回
IT推進講習	年間延開催数	10回	10回	10回
自動車運転準備講座	年間延開催数	4回	4回	4回
日中一時支援事業	年間実利用者数	200人	200人	200人
巡回支援専門員整備	年間実利用者数	250人	250人	250人
	年間延開催数	450回	450回	450回
レクリエーション活動等支援事業	年間延利用者数	1,000人	1,000人	1,000人
文化芸術活動振興事業	年間延利用者数	480人	480人	480人

事業名		見込量単位	3年度	4年度	5年度
点字・声の広報等発行事業					
障害福祉のしおり	年間発行回数	点訳版	1回	—	1回
		音訳版	—	1回	—
議会だより	年間発行回数	点訳版	4回	4回	4回
		音訳版	4回	4回	4回
広報「あかるいまち」	年間発行回数	点訳版	12回	12回	12回
		音訳版	12回	12回	12回
意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業					
点訳・音訳ボランティアステップアップ研修事業		研修開催数	25回	25回	25回
		参加者数	100人	100人	100人
医療的ケア児等総合支援事業		検討会開催数	2回	2回	2回
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業		代表者会議・戦略会議開催数	8回	8回	8回
		ピアサポーター定例会開催数	8回	8回	8回
		院内説明会開催数	16回	16回	16回
		地域移行者支援者会議開催数	2回	2回	2回
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		実利用者数	1人	1人	1人
障害者ICTサポート推進事業		デジター図書再生機貸出件数(件)	80件	80件	80件
		相談・指導、トラブル等の対応件数(件)	100件	100件	100件
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業		修了者数(人)	20人	20人	20人

資料



資料 目次

- 1 計画の策定経過**
- 2 計画の点検・評価**
- 3 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿**
- 4 ニーズ調査**
- 5 用語の説明**

1 計画の策定経過

計画は次のとおり検討審議されました。

開催日	会の種類	主な内容
6月 書面開催	第1回 障害者計画等推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画・障害福祉計画・障害児計画(平成30～32年度)の成果と課題 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本方針
8月26日	第2回 障害者計画等推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画策定に向けたニーズ調査結果 ・次期計画の概要(案) ・高知市重症障害児(者)等在宅レスパイト事業 ・改正社会福祉法
11月25日	第3回 障害者計画等推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市障害者計画(令和3～5年度)素案
12月22日	第4回 障害者計画等推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市障害福祉計画・障害児福祉計画(令和3～5年度)素案
令和3年 1月14日 ～ 2月5日	パブリックコメント	
2月24日	第5回 障害者計画等推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(令和3～5年度)原案





2 計画の点検・評価

計画策定後は、高知市障害者計画等推進協議会で、定期的に計画の評価、進行管理を行います。協議会の議事録や資料は本市のホームページで市民に公開し、その意見も反映します。

3 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	氏名	所属	協議会役職
1	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会 副会長	
2	竹島 和賀子	NPO 法人 高知県難病団体連絡協議会 理事長	
3	中屋 圭二	NPO 法人 高知市身体障害者連合会 会長	
4	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会 会長	
5	河内 康文	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部 講師	副会長
6	石元 美佐	NPO法人ワークスマらい高知発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ 施設長	
7	小川 泰子	(社福)てくとこ会 自立訓練施設 施設長	
8	澁谷 文香	NPO 法人 ブルースター 就労サポートセンターかみまち 所長	
9	中西 弘行	(社福)高知市社会福祉協議会 事務局長	
10	中森 勇人	(社福)高知小鳩会 あじさい園障害者相談支援事業所 相談支援課長	
11	西岡 由江	(社福)ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長	
12	山本 博之	(社福)昭和会 法人本部長	
13	小嶋 友乃	公募委員	
14	松岡 健一	公募委員	
15	宇川 浩之	高知大学教育学部附属特別支援学校 教諭	会長
16	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会 高知障害者就業・生活支援センターシャイン 所長	
17	田所 稔	高知市民生委員児童委員協議会連合会 大津地区会長	
18	山岡 正文	高知県地域福祉部障害保健支援課 課長	

4 ニーズ調査

1 障害のある人の支援に関する調査

- ・ 調査期間：令和2年5月25日～6月8日
- ・ 調査対象：令和2年5月1日現在，本市の住民基本台帳に記載のある18歳以上の身体障害者手帳または療育手帳を所有し，障害者支援施設及び療養介護利用者を除いた者から，以下対象者を無作為抽出。
 - ①身体障害者手帳保有者 18～64歳 1,600人
 - ②身体障害者手帳保有者 65歳以上 250人
 - ③療育手帳保有者 18歳以上 650人
- ・ 調査方法：自記式アンケートを対象者に郵送し，返信用封筒での回答（無記名）。
- ・ 有効回答・集計対象：対象者2,500人のうち1,285人より回答あり（回収率 51.4%）

2 障害児分野に関するニーズ調査

- ・ 調査時期：令和2年4月～7月
- ・ 調査対象：（障害や発達の遅れ等があり，何らかの支援を必要とする子ども）保護者，支援者
 - ①ひまわり園利用保護者
 - ②ゆったりっこ利用保護者
 - ③保育園長・保育士
 - ④児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所
- ・ 調査方法：調査対象①②：意見交換会
調査対象③：自記式アンケート調査及び意見交換会
調査対象④：自記式アンケート調査
- ・ 主な内容：
 - ・ サポートファイルについて
 - ・ 子どもの個々の発達に応じた必要な支援について
 - ・ 早期発見・早期療育を含めた保健・福祉サービスについて
 - ・ 関係機関や地域との連携の在り方について





3 精神分野意見交換会（書面）

- ・ 調査時期：第1回目 令和2年5月19日～6月1日
第2回目 令和2年6月19日～6月30日
- ・ 調査対象：①高知市ピアサポーター登録者のうち郵送可能な人
②高知市精神障害者家族会連合会理事会のうち協力の得られる家族
③指定相談支援事業所・障害者相談センター・地域活動支援センター・精神科病院
- ・ 調査方法：書面による意見を聴取し，その意見をまとめた内容を再度書面にて，追加意見を聴取
- ・ 主な内容：
 - ・ 障害福祉サービスについて
 - ・ 健康的な生活習慣を身につけるための取組
 - ・ 地域でできる事や担える役割・地域に向けて情報発信する方法について
 - ・ それぞれの立場から地域の人達に知ってもらいたいこと
 - ・ 地域の人に伝えたいことを知ってもらう方法
 - ・ 日頃行っている災害時の備え
 - ・ 災害時に孤立しないために今後できそうな取組

5 用語の説明

【あ行】

■アクセシビリティ:

施設・設備, サービス, 情報, 制度等の利用しやすさ。

■いきいき健康チャレンジ事業:

「チャレンジ目標(①体重測定②血圧測定③8,000 歩歩く④連続週2日休肝日をつくる⑤禁煙)の中から1つを決め, 3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業。

■医療的ケア:

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為。

■医療的ケア児等コーディネーター:

医療的ケア児等に必要なサービスを総合的に調整し, 関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ人。

■インクルージョン:

地域社会において, 全ての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し, 社会の構成員として包み支え合うことを表す。

■HTML 版:

Web ブラウザで閲覧することができ, 音声読み上げソフトによる読み上げ結果に配慮した広報。なお, HTMLとはHyper Text Markup Language (ハイパー・テキスト・マークアップ・ランゲージ)の略。

■NPO:

Nonprofit Organization の略であり, 具体的には, 医療・福祉, 環境, 文化・芸能, スポーツ, まちづくり, 国際協力・交流, 人権・平和, 教育, 女性等あらゆる分野の民間非営利組織で, 法人格の有無や種類は問わない。

【か行】

■カバー率:

全世帯数のうち, 自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。本市の小街ごとに算出し, その積算をして市全体のカバー率とす





る。

【さ行】

■磁気ループ:

補聴器を使用する人の聞こえを補助する機器。マイク等の音声を円状に設置した電線に磁場として流し、補聴器で捕らえて音声化する。国内のほとんどの補聴器(Tマーク付き)に対応する。

■就労アセスメント:

学校卒業と同時に就労継続支援B型を利用する可能性がある生徒が、就労移行支援事業を利用し、一般就労あるいは福祉的就労が適当であるかを判断するもの。

■就労定着支援:

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの1つで、就労移行支援事業等を経て一般就労に移行した人で、特に生活面の課題がある人に対して就労定着支援事業所が職場や自宅への訪問等により、生活リズムや体調管理に関する課題に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施するもの。

■手話通訳者:

話し言葉を、聴覚に障害のある人に理解しやすいよう手話に置き換えて伝えたり、聴覚に障害のある人の表す手話の意味・内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え、伝える人。

■消防団員:

地方公務員法及び消防組織法に規定された、市町村における非常勤の特別職地方公務員で全国に設置された消防団に所属し、火災又は地震等の災害による被害を軽減するため地域の防災に努めている。高知市消防団は現在、団本部と33分団で構成されており、秋の火災予防運動期間中の防災訪問は、高知市消防団本部の女性消防団員が防災訪問を実施している。

■重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業:

在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等の健康保持と、その介護にあたる保護者等の休養(レスパイト)を図ることを目的として、看護師をその自宅に派遣し、一定時間保護者等に代わって医療的ケア

等の支援を行う事業。

【た行】

■聴覚・平衡機能障害：

聴覚機能や体を正常な位置に保つ機能の障害をいう。聴覚障害については両耳の聴力がそれぞれ 70dB 以上(40cm以上の距離で発声された会話が理解できない。), 一方の耳の聴力が 90dB 以上で他方の耳の聴力が 50dB 以上, 平衡機能については著しい障害をいう。

■デージー版：

DAISY(Digital Accessible Information System の略)方式のデジタル録音図書。

■統合失調症圏：

統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害等。

■特定医療費：

支給認定を受けた指定難病の患者が, 支給認定の有効期間内において, 特定医療を受けたときに, 当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し, 当該指定特定医療に要した費用について助成されるもの。指定難病とは, 難病のうち, 当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せずかつ, 当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること等の要件を満たすものであって, 当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして, 厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見をきいて指定するもの。

■特別支援学校：

障害の重複化や多様化をふまえ, 以前の「盲・聾・養護学校」を改めさまざまなニーズに柔軟に対応できるよう制度化された, 障害種別にとらわれず設置することができる学校。あわせて, 地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

■特別支援教育支援員：

小中学校において, 特別支援学級担当教員等の補助員として, 当該児童生徒の学習支援・介助等を行う。





【な行】

■内部障害:

心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・肝臓・免疫機能の障害をいう。

■難病:

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることになるもの。

■ノーマライゼーション:

障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりをめざすという考え方。

【は行】

■バリアフリー:

高齢者や障害のある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

■バリアフリー新法:

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまであったいわゆる「ハートビル法」(正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と交通バリアフリー法(正式名称「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)を統合した法律。

■避難行動要支援者:

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが著しく困難である人。

■福祉避難所:

高齢者や障害者等、一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設。

■防災訪問:

各署所(消防署・出張所)が毎月1回、単身高齢者世帯及び身体障害者に対し

防災訪問を実施しているが、11月には、更に秋の火災予防運動期間中(毎年11月9日～11月15日)の慣例行事として、高知市消防団本部の女性消防団員が防災訪問を実施している。

■補装具:

身体に障害のある人の身体機能を補完または代償して、日常生活や職業生活を容易にするため、用いられる器具類。

【や行】

■要配慮者:

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等特に配慮が必要な人

【ら行】

■ライフステージ:

誕生から死に至るまでの人の人生には、発達や社会生活の側面において、さまざまな段階が存在し、その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った段階をいう。

■ Licoネット:

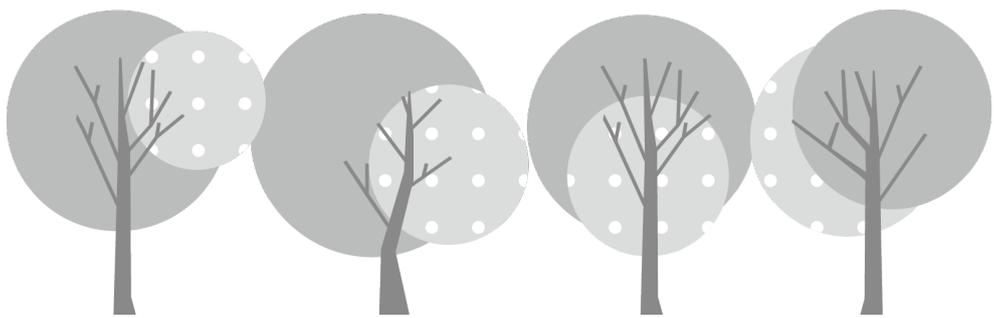
市内の医療、介護、障害、子育て支援の支援機関やサービス事業所、集いの場など、地域の生活支援情報を検索できるウェブサイト。「だれもが安心していきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」をめざした取組の一つとして令和2年1月に運用開始。

人と人、人と資源がつながることをイメージした名称とし「くらし(Living)」「つながる(Connect)」から、愛称をLico ネットとした。

■療育手帳:

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳で、高知県中央児童相談所において、知的障害者であると判定された人に対して交付される手帳をいう。





編集・発行

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市健康福祉部

健康福祉総務課 電話 088-823-9440

(令和3年4月以降は、地域共生社会推進課

電話 088-821-6513)

障がい福祉課 電話 088-823-9378